

新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議

議事次第

日時：平成24年6月26日(火) 13:00～16:30

場所：三田共用会議所 1階講堂

1. 開会

挨拶 田河慶太 内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）

2. 議事

(1) 基調講演 新型インフルエンザに関する最近の動向について

講師 川崎市衛生研究所長 岡部信彦氏

(厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議議長)

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 参事官 杉本孝

(3) 新型インフルエンザ対策の体制整備等について

厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室長

神ノ田昌博

(4) 質疑応答

3. 閉会

挨拶 中川正春 国務大臣

(配布資料)

資料1 新型インフルエンザに関する最近の動向について

資料2 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

資料3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する質疑応答集

資料4 新型インフルエンザ対策の体制整備等について

参考資料1 新型インフルエンザ等対策特別措置法案関係資料

参考資料2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について(公布通知)

参考資料3 新型インフルエンザ等対策特別措置法リーフレット

報道関係者の方々へのお願い

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

平成24年6月26日(火)

- * スチール撮影・TVカメラ撮影については、中川大臣による閉会挨拶のみに限定させていただきます
 - * 議事を円滑に進行させるため、事務局職員の誘導・指示に従って下さい。
 - * 報道関係者の方からのご質問は受け付けられません。
 - * 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は慎んでください。
 - * 危険な物を持っている方、その他秩序維持のため必要があると認められる場合には、取材はお断りいたします。
 - * 携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定の上、ご使用はご遠慮ください。
- ※ 以上の事項に違反したときは、退場していただくことがあります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法
都道府県担当者説明会
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザに関する
最近の動向

岡部信彦

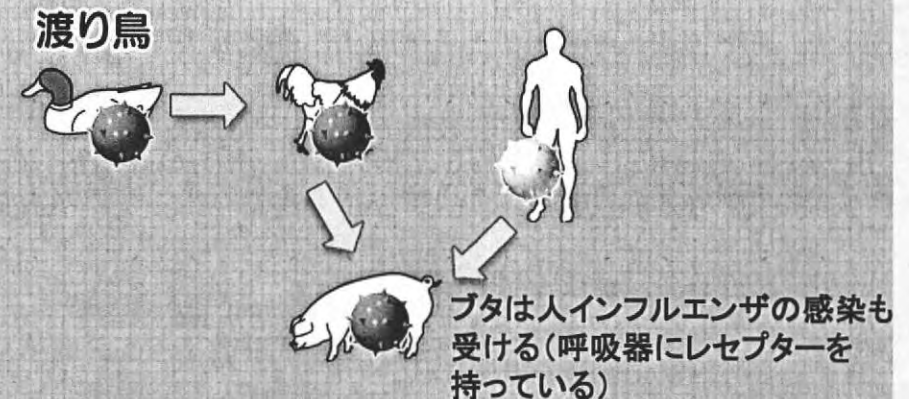
国立感染症研究所感染症情報センター
→ 川崎市衛生研究所
平成24年6月26日

- 新型インフルエンザ
Novel influenza, New influenza
- ブタ(由来)インフルエンザ
Swine influenza, Swine originated influenza (OIV)
- パンデミックインフルエンザ 2009
Pandemic influenza A/H1N1 2009
Influenza A/H1N1 pdm 09

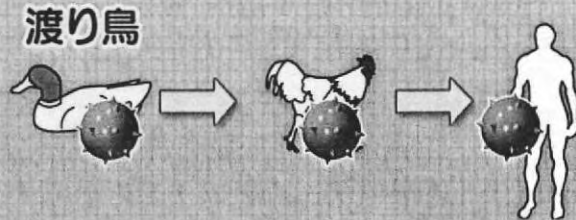
- 季節性インフルエンザ
A/H3N2 (香港型)
A/H1N1 (ソ連型)
→ A/H1N1 pdm 09
B (Yamagata, Victoria)

- 新型インフルエンザ
さらなる新しい亜型のインフルエンザ
H5N1 ……?

新型インフルエンザウイルスの登場



新型インフルエンザウイルスの登場



1997年香港でH5N1の流行時に初めて、鳥インフルエンザの人への直接感染患者18名、うち6名死亡
* ウイルスの遺伝子構造は鳥型

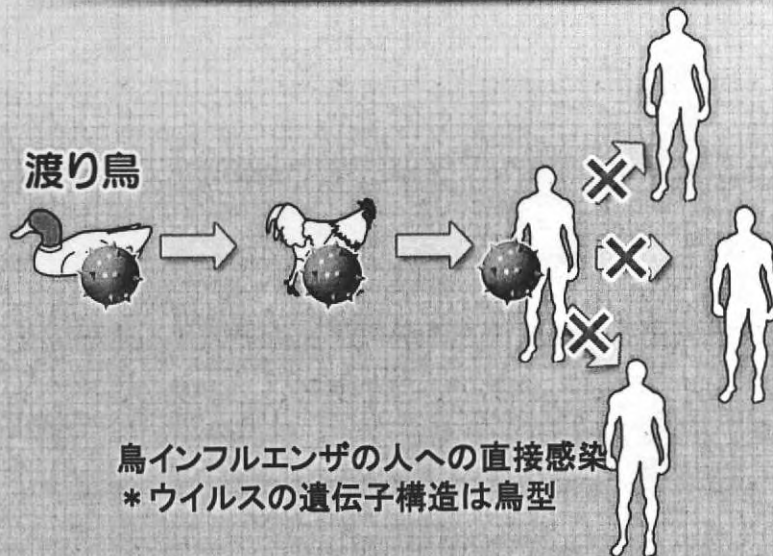
4

感染危険因子

- ・ 死亡鳥との直接接触 (OR= 11.0, 2.7-45.4)
- ・ 病鳥との直接接触 (OR= 9.2, 2.3-37.2)
- ・ 飛んでいる野鳥を見たり、
元気な鶏類からの発症例はない
- ・ 院内感染はほとんどない(搬送者の感染発症もない)
- ・ 食品としての鶏肉、鶏卵からの感染発症はない



新型インフルエンザウイルスの登場

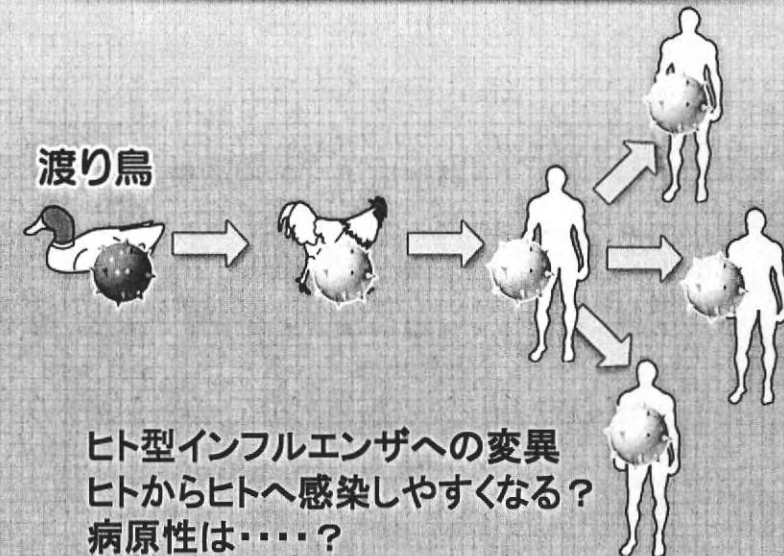


鳥インフルエンザの人への直接感染
* ウイルスの遺伝子構造は鳥型

人から人へは感染しにくい

5

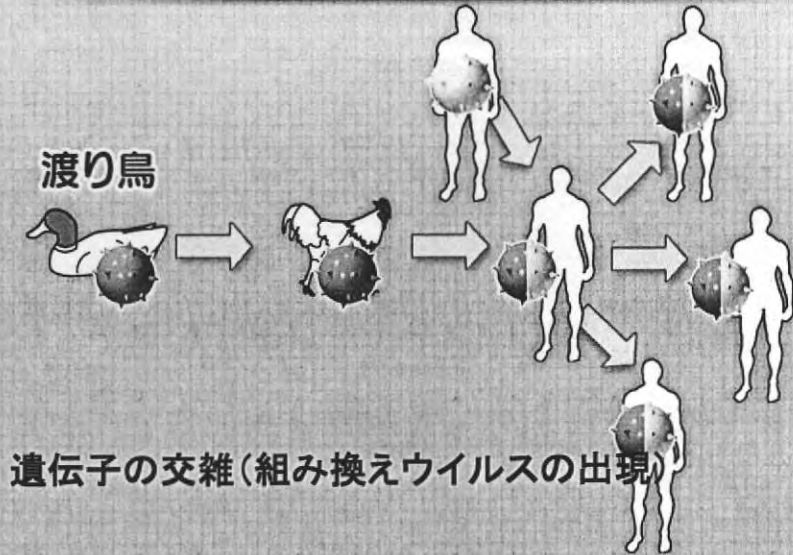
新型インフルエンザウイルスの登場



ヒト型インフルエンザへの変異
ヒトからヒトへ感染しやすくなる？
病原性は……？

7

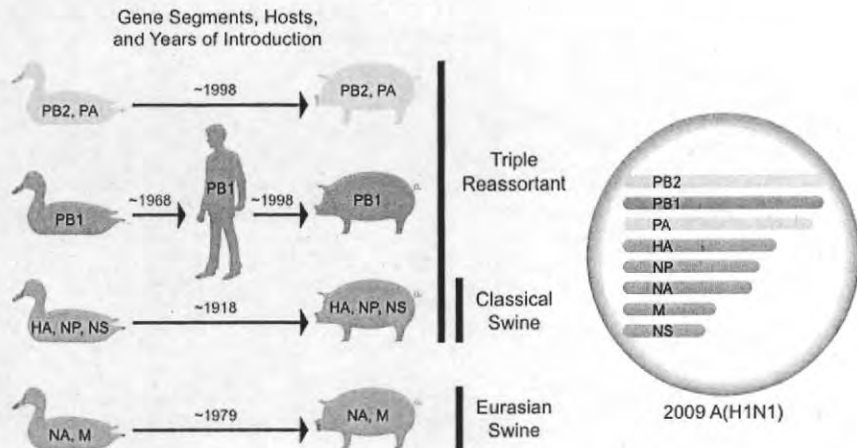
新型インフルエンザウイルスの登場



感染症のリスクへの対策と対応

- ・ 感染症とは何か (理解)
- ・ 感染症が発生しないようにする(予防)
- ・ 感染症を早く見つける (早期検知)
- ・ 感染症が出たら
 拡がらないようにする (拡大予防)
- ・ 感染症を説明する

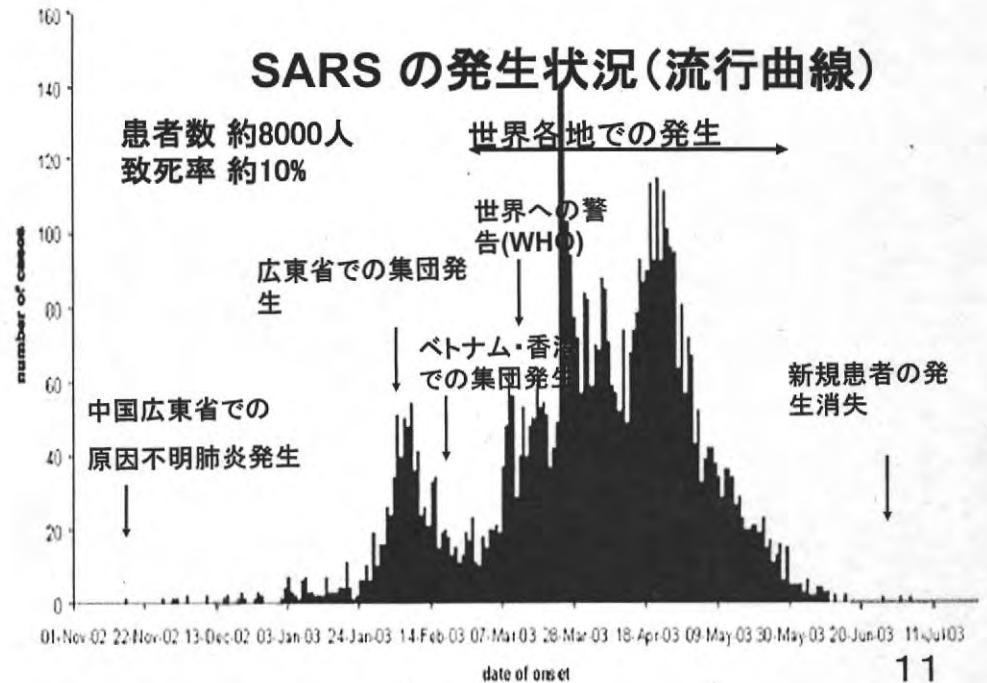
Genetic Analysis of 2009 A(H1N1) Virus



最初のヒト例: 2009.2. Mexico

(Garten, et al Science 2009)

SARS の発生状況(流行曲線)



IHR
International Health Regulations
国際保健規則
の改正が急がれた

IHRとは……？

12

IHR (International Health Regulations:
国際保健規則)とは(かつて)

- **発生報告**
コレラ、ペスト、黄熱、(天然痘)の発生に際する
加盟国のWHOへの報告
- **水際対策**
空海港における日常的保健措置
- **最大限の保健措置の規定**
被害国の経済保護のため

13

2005 改正の概要(1)

-報告対象の拡大

- 原因を問わず、国際的に公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる健康被害事象がIHRに基づく報告の対象
- 判断基準は、
 - 重篤性
 - 予測不可能性
 - 国際的な伝搬の可能性
 - 国際交通規制の必要性

14

2005 改正の概要(3)

-各国のコア・キャパシティの規定

- 国、地方、地域の3段階につき、サーベイランス・緊急時の対応に関して、最低限備えておくべき能力を規定。
- 空海港・陸上の国境において、日常衛生管理および緊急時の対応に関して、最低限備えておくべき能力を規定。

15

改正の概要(4)

-非公式情報の積極的活用

- WHOは、GOARN等様々なチャネルから得られた情報に関して、当該国に照会し、検証を求めることができる。
- 検証を求められた加盟国は、24時間以内に初期反応を示さなければならない。
- WHOによる協力依頼を受諾しない加盟国については、公衆衛生に及ぼすリスクに鑑み正当化される場合において、WHOは知り得た情報を他の加盟国と共有することができる。

16

新型インフルエンザ対策の目標

- 感染拡大のタイミングを出来るだけ遅らせ、その間に医療体制、ワクチン接種体制の整備を図る
- 感染のピークを可能な限り低く抑えて医療の混乱を避ける
- 国民生活や経済への影響を最小限にする
- 重症者、死亡者の数を出来るだけ最小限にする

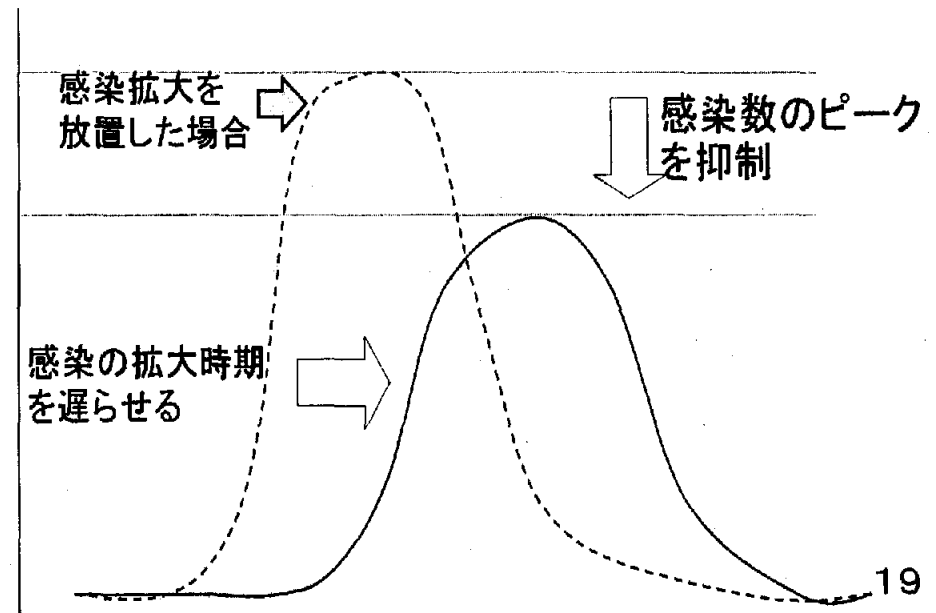
18

Pandemic (H1N1) 2009 発生

- 4.12 メキシコ Veracruz 市において、インフルエンザ様疾患多発の報告がIHR (International Health Regulation: 国際保健規則)に基づいてWHOに報告される
- 4.15-17: 米国南カリフォルニアにおいて、2例の new A(H1N1) virus 感染例が確定
- 4.23 メキシコの重症例でA/H1N1感染確認
- 4.24 WHOは、これらを国際的に重要な公衆衛生上の事例 (Public Health Event of International Concern: PHEIC)であると宣言
- 4.27 WHOはパンデミックフェーズ4 を宣言
- 4.29 WHOはパンデミックフェーズ5 を宣言
- 5.8 わが国での第1例成田検疫で確定(国内例とはいえない)
- 5.15 神戸市内高校でのアウトブレイク検知
- 5.16 大阪府内中・高一貫校でのアウトブレイク検知
- 6.11: WHOはパンデミックフェーズ6 を宣言

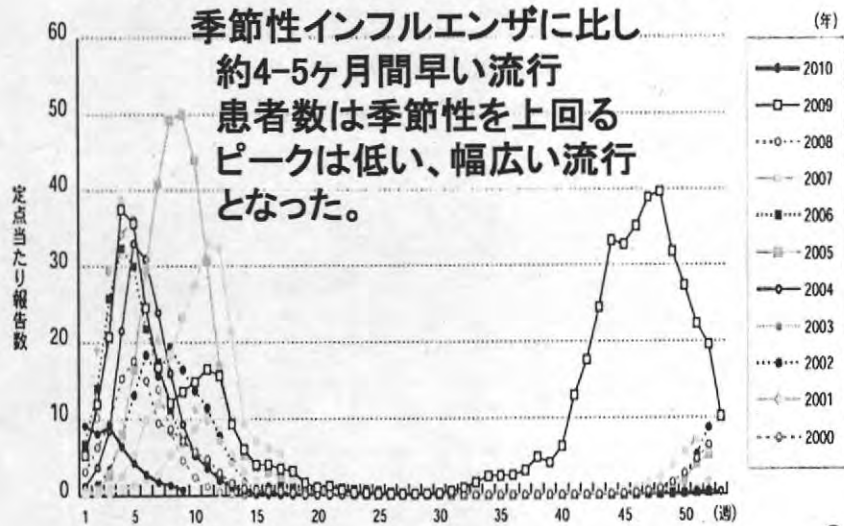
17

患者数の急激で大規模な増加を抑制・緩和

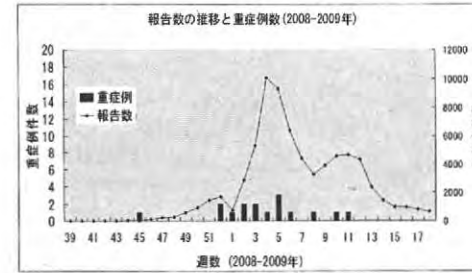


報告数推移と重症例報告件数

図1. インフルエンザの年別・週別発生状況(2000~2010年第9週)



20



総報告数

- 2008-09年: 72760件(第39-18週)
- 2009-10年: 86250件(第27-05週)

重症例

- 2008-09年: 16件
・ 0.22/1000件
- 2009-10年: 157件
・ 1.80/1000件

最多報告週

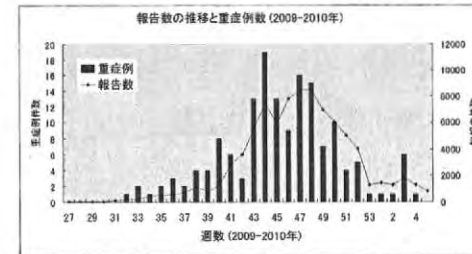
- 2008年: 第4週 - 10074件
- 2009年: 第48週 - 8465件

- ・ 2009-2010年シーズンには重症と報告された症例が多い。

- 西藤ら MLインフルエンザ流行前線情報

データベース

22

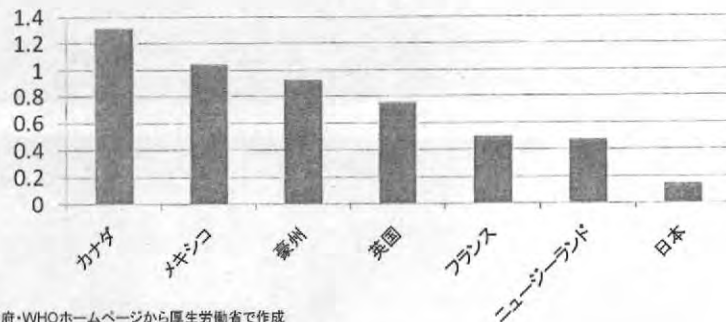


新型インフルエンザによる死亡率の各国比較

	米国	カナダ	メキシコ	豪州	英国	フランス	NZ	日本
集計日	2/13	3/13	3/12	3/12	3/14	3/16	3/21	3/23
死亡数	推計 12,000	429	1,111	191	457	309	20	198
人口10万対死亡率	(3.96)	1.32	1.05	0.93	0.76	0.50	0.48	0.15

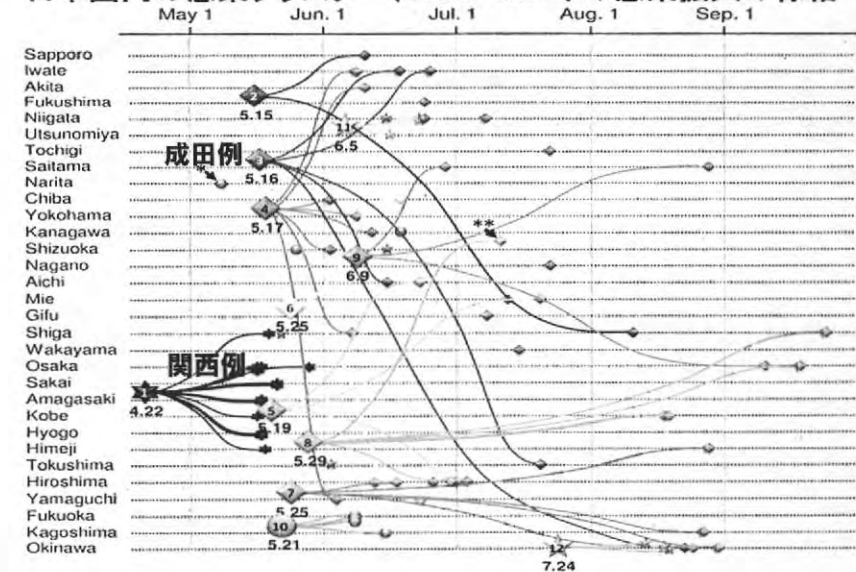
※尚、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要。

死亡率



21

日本国内の感染クラスター(micro-clade)の感染拡大の様相



23

日本の新型インフルエンザ

- 皆が知っていて注意をした
- 個人衛生レベルが高い
- 医療機関への受診が容易
- 医療費が安い
- 多くの人が結局まじめに取り組んだ……
- 通常の医療体制の延長では危機管理としての対応が出来ない、
と言う認識を各方面が持つべき

24

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスクでみる感染症対策)とのバランスのむつかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
科学性(医学)はどこまで尊重されているか……
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。

25

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスクでみる感染症対策)とのバランスのむつかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
科学性はどこまで尊重されているか……
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。
- あきらめてはいけない!

26

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスクでみる感染症対策)とのバランスのむつかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
科学性(医学)はどこまで尊重されているか……
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。
- あきらめてはいけない!
- 人間、あきらめが肝心……

27

WHOにおけるパンデミックの総括
IHR (国際保健規則) および
パンデミック総括委員会
(委員長: Prof. Feinberg, USA)

2010.4-2011.3 の間に6回の委員会を行い
2011.5 のWHO総会で報告を行った



28

Recommendations

(180ページの報告書のうちの14ページ)

- IHR は機能した
- IHRによって求められている基本的能力(core capacity)の強化
- WHO Event Information Site の強化
- 国際旅行・貿易に関し、エビデンスに基づいた強化
- パンデミック準備ガイドラインの改訂
- 重症化の評価方法の開発と利用
- 戦略的 Communication policy の開発と導入
- ワクチンの配分と輸送の強化
(多くの人にインフルエンザワクチンは必要である)
- ウイルスの共有に関する合意と、ワクチン等へのアクセス
- 包括的インフルエンザ研究の遂行とプログラムの強化
- 国際的公衆衛生対策の確立

29

• WHO

2011.9

Pandemic Influenza Preparedness (PIP) Advisory Group

パンデミックインフルエンザウイルス株の共有
インフルエンザワクチン・抗インフルエンザ薬
の共有

その他新型インフルエンザ対策

正式会議は2012.2

電話会議 2012.5

第2回会議 2012.9

30

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(議長 金澤一郎)
平成22年6月10日

- 新型インフルエンザ発生時の行動計画、ガイドラインは用意されていたが病原性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に置いたものであったこと
- 行動計画・ガイドラインは、突然大規模な集団発生が起こる状況に対する具体的な提示が乏しかったこと
- 平成21年2月のガイドラインの改訂から間もない時期に発生したことから、検査の実施体制など、ガイドラインに基づく対策実施方法について、国及び地方自治体において、事前の準備や調整が十分でなかったこと
- パンデミックワクチンの供給については、国内生産体制の強化を始めたばかりであり、一度に大量のワクチンを供給できなかったこと
病原性がそれ程高くない新型インフルエンザに対応して臨時にワクチン接種を行う法的枠組みが整備されていなかったこと

31

新型インフルエンザ対策専門家会議
(議長 岡部)

2010年 9月15日 第12回 新型インフルエンザ対策専門家会議
2010年 10月-11月 作業班会議

医療体制作業班 3回
公衆衛生対策作業班 4回
ワクチン作業班 4回
リスクコミュニケーション作業班 2回

2010年11月29日 第13回 新型インフルエンザ対策専門家会議
2011年 2月28日 専門家会議 見直し意見

2011年 8月15日 関係省庁対策会議(局長級) 見直し案決定
2011年 8月15日-8月29日 パブリックコメント

2011年 9月20日 新型インフルエンザ対策関係会議
(新型インフルエンザ対策関係会議において
新型インフルエンザ対策行動計画の改定を決定)

32

- ・ 新型インフルエンザ対策専門家会議
ガイドライン見直しにかかる意見書
(平成24年2月1日公表)
- ・ 新型インフルエンザ対策のための法制
(内閣官房)
- ・ ガイドライン作成

33

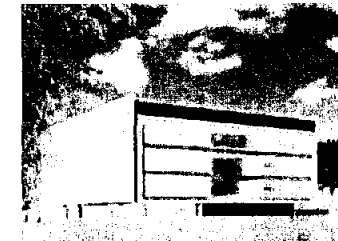
パンデミック対策

=感染症の危機管理として
さらに重要なこと

「新型インフルエンザ」だからではなく
「インフルエンザ」対策が重要

34

ご清聴ありがとうございました
okabe-n@city,kawasaki.jp



新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法 について

～的確な危機管理のために～

平成24年6月26日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景について

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



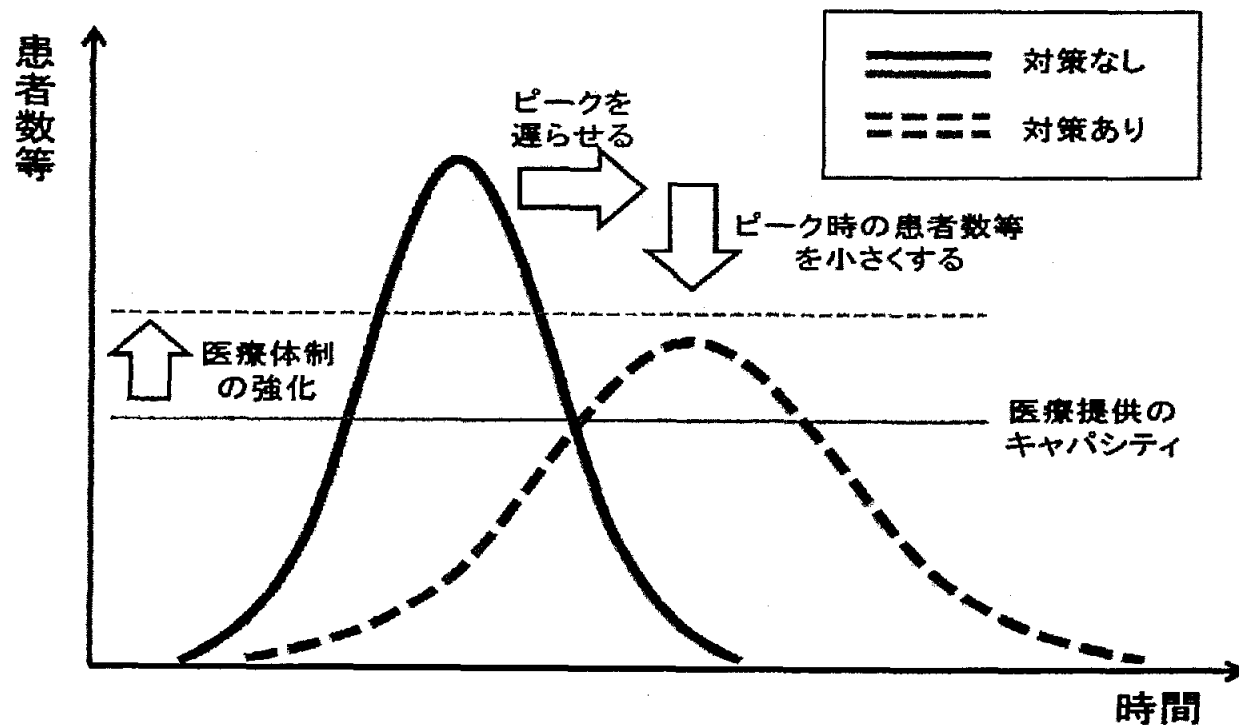
- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

<対策の効果 概念図>



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

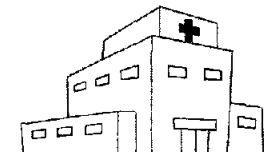
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

責務等について【法第3～5条】

国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

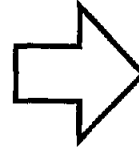
基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

指定(地方)公共機関について ①

行政機関だけでは新型インフルエンザ
等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関
による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの

※ 指定の形式は特に問わず、必ずしも条例や規則による必要はないが、災害対策基本法や国民保護法における指定手続との均衡も踏まえ、適正と認められる手続により行っていただきたい。

また、指定に当たっては、法人に対し、指定地方公共機関の責務や業務計画の作成等についての十分な説明を行い、当該法人の意見にも適切に配慮し、その役割についての理解を十分に得ていただくようお願いしたい。

○ 責務 (法第3条第5項、6項)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

指定(地方)公共機関について ②

○ 業務、義務等

【共通事項】

①業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表
(法第9条)

②業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検
(法第10条)

③政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）（法第20条第1項、法第33条第1項）

都道府県対策本部長による総合調整、指示（法第24条第1項、法第33条第2項）

※「総合調整」とは、指定（地方）公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

④国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる
(法第27条)

【個別事項】

①独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣（法第43条）

②以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置
・医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保（法第47条）

※医薬品等販売業者は、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送（法第54条第2項、3項）

・電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給（法第52条）

・運送事業者：旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）

※国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、3項）

・電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）

・郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）

指定(地方)公共機関について ③

指定公共機関・指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項

新型インフルエンザ等の発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たしていただくという制度の趣旨を踏まえ、①その法人が行う業務の公益性、②国や都道府県が実施する新型インフルエンザ等対策において当該法人が担う業務が継続的・安定的に行われることの重要性などを総合的に勘案して、指定(地方)公共機関の選定を行うことが必要である。

指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項については、今後、検討会議(仮称)における議論も踏まえ、施行日までに通知する予定であるが、現時点での考えは以下のとおり。

○ 指定公共機関との関係

- ・ 指定公共機関として指定を受けた法人を指定地方公共機関として指定することはできない。

○ 事業者団体を指定することについて

- ・ その事業者団体が担う業務・役割に応じ、事業者団体を指定することも可能である。

○ 放送事業者について

- ・ 指定公共機関については、現時点では、放送対象地域の広域性等にかんがみ、日本放送協会を指定することを考えており、民間放送事業者を指定することは考えていない。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会審議の際、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、「放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと」との附帯決議が付されている。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、放送事業者に対する報道の規制などが行われることのないよう留意されたい。

○ 指定に向けての事務について

- ・ 指定地方公共機関の指定に係る具体的な考え方については、追って示す予定であるので、それを踏まえ、指定地方公共機関の事務を進めていただくようお願いしたい。

(参考) 災害対策基本法における指定公共機関の例

業種	事業者名	業種	事業者名
医療	日本赤十字社		
電気	北海道電力株式会社	道路管理	東日本高速道路株式会社
	東北電力株式会社		首都高速道路株式会社
	東京電力株式会社		中日本高速道路株式会社
	北陸電力株式会社		西日本高速道路株式会社
	中部電力株式会社		阪神高速道路株式会社
	関西電力株式会社		本州四国連絡高速道路株式会社
	四国電力株式会社	貨物運送	日本通運株式会社
	中国電力株式会社	空港管理	成田国際空港株式会社
	九州電力株式会社		関西国際空港株式会社
	沖縄電力株式会社		中部国際空港株式会社
	電源開発株式会社	金融	日本銀行
	日本原子力発電株式会社	報道	日本放送協会
	ガス	東京瓦斯株式会社	通信
大阪瓦斯株式会社		東日本電信電話株式会社	
東邦瓦斯株式会社		西日本電信電話株式会社	
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社	KDDI株式会社	
	東日本旅客鉄道株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
	東海旅客鉄道株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
	西日本旅客鉄道株式会社	郵便	郵便事業株式会社
	四国旅客鉄道株式会社		郵便局株式会社
	九州旅客鉄道株式会社		
	日本貨物鉄道株式会社		

※この他、独立行政法人が指定されている。

※地方指定公共機関としては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、バス協会、トラック協会などが指定されている例がある。

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長
(本部員から知事が指名)

都道府県対策本部員
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

(参考1) 都道府県対策本部条例(参考例)

- 対策本部は、発生時に、都道府県行動計画で定めるところにより設置されるが、本部条例は行動計画より前に定めて差支えない。
- 既存の本部条例(災害対策本部条例等)を一部改正し、新型インフルエンザ等対策に係る対策本部業務を担うこととしても差支えない。

〇〇都道府県新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、〇〇都道府県新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第二条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、都道府県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他都道府県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

〇〇市区町村新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第三十七条において準用する法第二十六條の規定に基づき、〇〇市区町村新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を總括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市区町村の職員のうちから、市区町村長が任命する。
(会議)

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の會議（以下、この條において「會議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第三十五條第四項の規定に基づき、国の職員その他市区町村の職員以外の者を會議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雜則)

第五条 前各條に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この條例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(参考2) 市区町村対策本部條例(参考例)

行動計画と基本的対処方針について

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特徴、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

検疫のための停留施設の使用、航空機等の運航の制限の要請 【法第29条、第30条】

新型インフルエンザ等発生当初の水際対策について、以下の措置を講じることができるようにする。

※ 水際対策については、ウイルスの侵入を完全に防ぐためのものではないとの前提に立った上で、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案して合理的な範囲で実施(合理性が認められなくなった場合には措置を縮小)。健康監視の対象者についても、発生時の状況に応じて判断。

1 停留施設の使用等

- 厚生労働大臣は、外国で新型インフルエンザ等が発生した場合に、検疫を適切に行うため必要があるときは、検疫実施のための海空港を集約することができる(検疫を行う港及び飛行場(特定検疫港等)を定めることができる)。
- 検疫所長は、検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があり、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができる。

2 航空機等の運航の制限の要請

- 政府対策本部長は、厚生労働大臣から、上記1の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができる。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について ① 【法第32条】

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件①に該当するものに限る。)が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件②に該当する事態

政令で定める要件については、たとえば、以下のものを想定。今後、専門家等の意見を踏まえ検討。

【要件①(案)】

- ・発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高い場合
- ・海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なる重症症例(多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症など)が多くみられる場合

【要件②(案)】

- ・確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について ②

2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をする。

○**新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間**(2年を超えない期間。ただし、1年延長可能)

- ・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

○**新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域**

- ・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や、離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。

○**新型インフルエンザ等緊急事態の概要**

- ・新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

3 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をする。

感染を防止するための協力要請等について【法第45条】

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

○ 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

○ 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。

注1「施設」の具体的内容は、今後政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。

注2「措置」の具体的内容は、今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

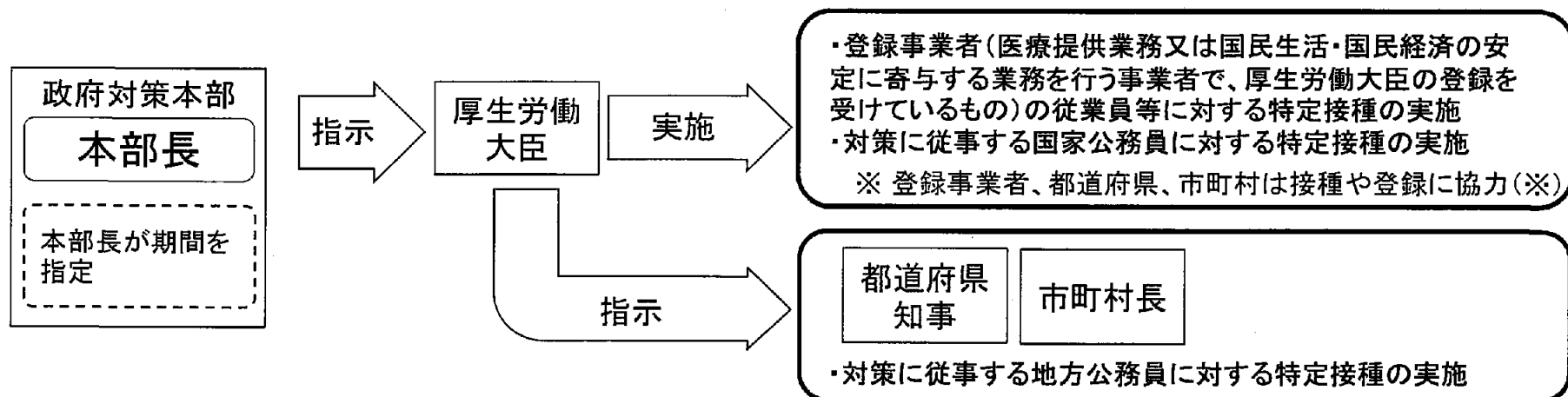
○ 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

○ 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

特定接種及び住民に対する予防接種について【法第28条、46条】

特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

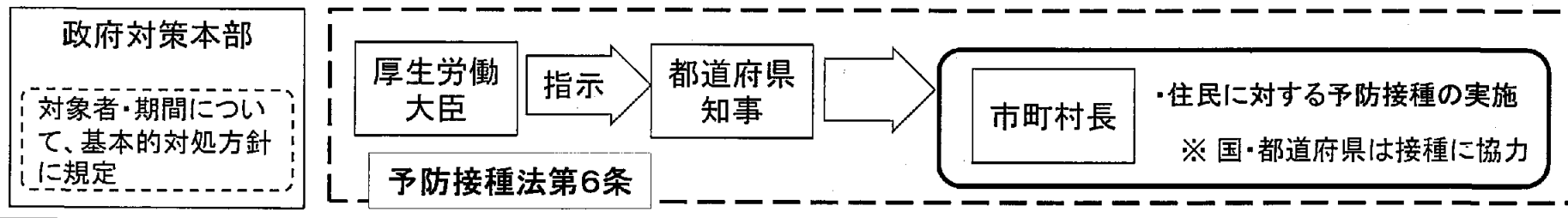
※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特定接種及び住民に対する予防接種の実施の判断について

予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表

→ 政府対策本部の設置

→ 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討

→ 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示

→ 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種

※緊急事態宣言前から実施されることが想定される。

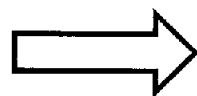
〔住民に対する予防接種〕

政府対策本部長による緊急事態宣言

→ 政府対策本部が、基本的対処方針を変更し、住民に対する予防接種の対象者及び期間を決定

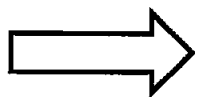
→ 都道府県知事が、市町村長に実施の指示

緊急事態宣言が行われている場合



新型インフルエンザ等対策特別措置法
第46条に基づく接種

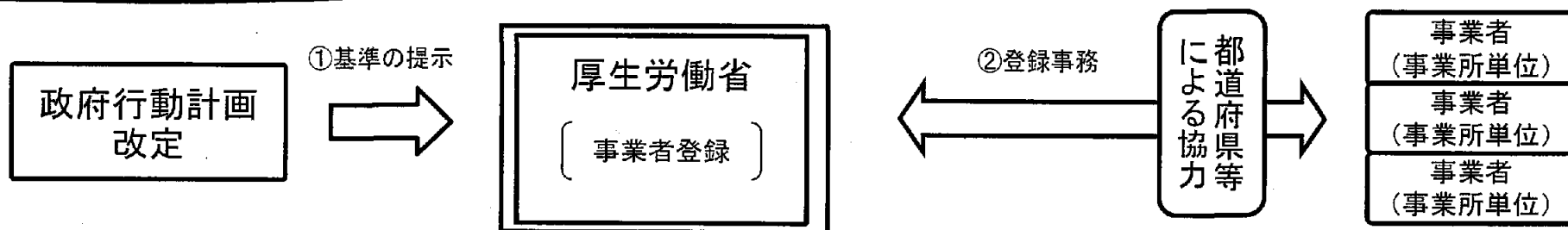
緊急事態宣言が行われていない場合



予防接種法第6条第3項に基づく接種
(新臨時接種)

登録事業者に対する特定接種について(登録の流れと接種のイメージ)

特定接種の対象となる事業者の登録



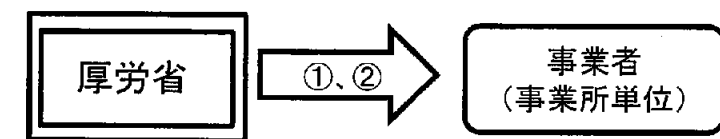
- ① 政府行動計画による特定接種対象事業者に係る該当基準(※)の提示 ※業種・職種、従業員規模による絞り込み等
- ② 登録事務
- ・事業者(事業所単位)による登録申請(対象人数、企業内診療所等の活用による事業者による接種実施可否等)
 - ・登録

登録事業者に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

都道府県等による協力

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合

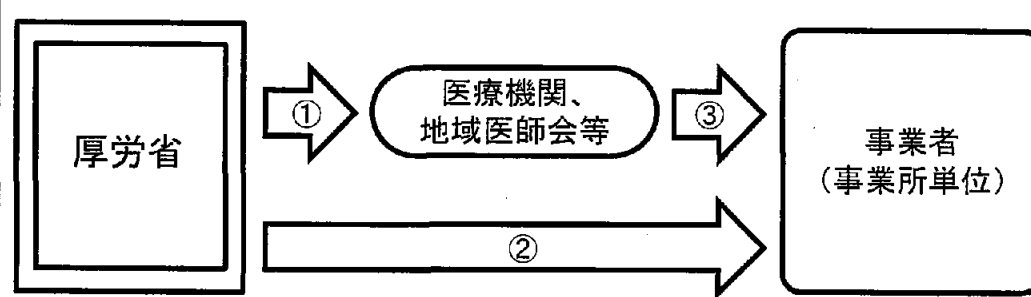


① 協力依頼、委託等

② 接種の実施

※事業者は、企業内診療所等を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



① 医療機関、地域医師会等への委託

集団接種会場の確保等に係る協力依頼等

② 接種日、接種場所の連絡

③ 接種の実施

都道府県等による協力

特定接種の対象者について

特定接種の対象者については、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(平成20年9月18日)において、以下のとおり提示されているところ。
今後、関係者のご意見を踏まえながら検討し、政府行動計画で定める。

カテゴリー	考え方	業種・職種	
I 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運	
II 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等	
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)	

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ①

- 医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。
- 発生時に医療従事者等の必要な協力が得られるよう、都道府県行動計画の策定段階から関係者の意見を十分に踏まえていただくよう配慮されたい。

1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

- 本法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人が指定されうることとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)
- さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

- 医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県知事は、総合調整・指示権を行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)
- 指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ②

3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、
新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請
することができる。(法第31条第1項、第2項、第46条第6項)
※ 医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者に要請。運用方法等については追ってお示しする予定。
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対
し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、
疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実
施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)
※ 今後、政令等で、要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等を定める予定。

4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、
都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。
(法第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用
しない。(法第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用すること
ができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ず
に使用することができる。(法第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、
医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について【法第54条、第55条】

1 緊急物資の運送等(法第54条)

- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認める場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

2 特定物資の売渡しの要請等(法第55条)

- 都道府県知事は、医薬品や食品等(※)について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等(※)を確保するため緊急の必要があるときは、事業者には保管を命ずることができる。

※ 物資の範囲については政令で規定。

※ 緊急の必要があるとき又は都道府県から要請があったときは、国も実施可能。

埋葬及び火葬の特例等について【法第56条】

1 埋葬及び火葬の手続の特例

- 厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例を定めることができる。

【想定している特例】

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可を可能とする。
- ②市町村による埋葬・火葬の許可がない場合でも、墓地・火葬場の管理者による一定の手続(死亡診断書等の確認が必要)のもと、埋葬・火葬の実施を可能とする。

2 緊急時の埋葬又は火葬の実施

- 一時期に集中して死亡者が発生する等により、火葬能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならない。

申請期限等の延長等、物資の価格安定及び政策金融について【法第57～第61条】

1 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等(法第57条、第58条)

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払猶予等の措置を創設。

※ 国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

2 生活関連物資等の価格の安定(法第59条)

- 指定（地方）行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占め・売惜しみによる供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画（都道府県行動計画、市町村行動計画）で定めるところにより、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならない。

※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

3 政策金融の実施等(法第60条、第61条)

- 政府関係金融機関等は、償還期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努める。
- 日本銀行は、通貨・金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

新型インフルエンザ等対策特別措置法における費用負担

1 地方の費用負担

○ 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け

・実施主体割合：市町村

・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

※予防接種法の新臨時接種並び ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様

○ 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種

・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員(都道府県職員)は都道府県、地方公務員(市町村職員)は市町村

・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様

○ その他（臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬 等）

・実施主体割合：都道府県

・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/2

※国負担は災害救助法並び ※国費の嵩上げ措置あり

※ 国負担の嵩上げ規定

- ・新型インフルエンザが全国的にまん延し短期間に数十万人規模の死者が発生するという点で大規模災害と類似。
- ・災害救助法を踏まえ、地方団体の財政力に応じて嵩上げを行う(複数年度通算。市町村が実施主体の場合は地方費の1/2を都道府県が負担)。

<国費と地方費の関係>

国費率	9/10	地方費		
	8/10			
	5/10	国費		
		標準税収入の1/100	標準税収入の2/100	費用
		標準税収入の2/100	標準税収入の4/100	

主体が市町村の場合
 主体が都道府県の場合

2 地方負担に対する規定

国は、1のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態への対応に伴って地方が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講じるものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法における罰則【法第76～78条】

条 文	対 象 者	罰 則
第76条	特定都道府県知事、指定（地方）行政機関の長の保管命令（法第55条第3項、第4項）に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者	六月以下の懲役 又は三十万円以下の罰金
第77条	特定都道府県知事、指定（地方）行政機関の長による土地、家屋、物資又は特定物資の立入検査（法第72条第1項、第2項）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者	三十万円以下の罰金

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第76条又は第77条の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も罰する。（法第78条）

今後のスケジュール(予定)

※現時点の予定であり、今後変更がありうる。

24年6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 25年1月 ~ 春

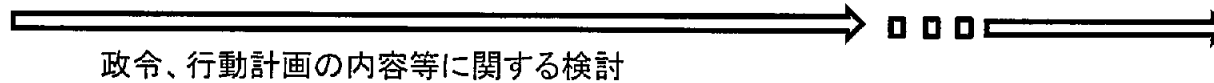
国

都道府県担当課長会議の開催

※地方公共団体関係者も参加
検討会議(仮称)の設置

検討会議(仮称)中間とりまとめ
政省令・施行日政令の公布
法律の施行
※施行日は事前にお知らせする予定

(都道府県等の協力を得て)
特定接種の登録事務の開始
ガイドラインの策定
政府行動計画の策定



**都道府県
市町村**

※は市町村

市町村説明会の開催



※市町村行動計画の策定
都道府県行動計画の策定
指定地方公共機関の指定
※市町村対策本部条例の制定
都道府県対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する質疑応答集

項目	番号	ページ数
定義	1	1
責務	2～4	1
基本的人権の尊重	5	1
総論	6	1
指定公共機関	7～24	1
行動計画	25～56	4
物資・資材の備蓄	57～61	9
訓練	62～64	10
発生報告	65	11
対策本部	66～80	11
基本的対処方針	81～82	13
特定接種	83～97	13
停留施設の使用等	98～100	16
医療等の実施要請・補償	101～111	16
医療等の確保	112～119	18
臨時医療施設	120～123	19
緊急事態宣言	124～130	20
対策本部長の指示	131	21
特定都道府県知事による代行	132～134	21
他の地方公共団体への応援要求	135～140	22

項目	番号	ページ数
職員の派遣義務	141	23
感染防止のための協力要請	142～152	23
住民に対する予防接種	153～159	25
消防法の特例	160	26
土地等の使用	161～162	26
緊急物資の運送	163～164	26
物資売渡し要請	165～166	27
権利利益の保全	167～168	27
生活関連物資の価格の安定	169～171	28
医薬品等の譲渡特例	172～173	28
財政措置	174～186	28
その他	187～207	30

※現時点での考え方を示すものであり、今後の検討によっては変更があり得る。

番号	項目	質問	回答	関連条文
1	定義	○ 新感染症については、感染症法第6条第9項に規定する新感染症のうち「全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。」とあるが、これに該当するか否かの判断は、何に基づき、どのような手順でなされるのかご教示いただきたい。	○ 全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症が発生したことを判断するに当たっては、厚生労働省が、WHO、国立感染症研究所、研究者ネットワーク等を通じ、発生状況、最新の知見を情報収集し、これをもとに判断することとなる。	2条1号
2	責務	○ 「地方公共団体は、…関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する」とあるが、総合的に推進するとは具体的にどのようなことを指すのか。また、その内容については政府行動計画等で示されるのか。	○ 新型インフルエンザ等発生時に都道府県の区域において講じるべき対策が、全体として整合性のとれた形で迅速・的確に行われるよう、関係機関との連携・調整等を行い、対策を推進していくことである。「総合的な推進」の内容について、政府行動計画等で具体的にお示しする予定はない。	3条4項 22条2項 34条2項
3	責務	○ 国の責務として「指定公共機関」の支援が明記されているが、地方公共団体の責務に「指定地方公共機関」の支援が明記されていないのはなぜか。	○ 法第3条4項に「地方公共団体は(中略)、当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する」と定めており、その中に、必要に応じた指定地方公共機関への支援も含まれると考えている。	3条1項、4項
4	責務	○ ワクチン等の必要数確保責務は誰にあるのか。	○ ワクチン等の必要数については、学識経験者の意見を聴く場(検討会議(仮称))での検討を踏まえ、政府において決定するものであるが、ワクチン等の備蓄や生産体制の強化に関する具体的な対策に関しては厚生労働省がその責務を負っている。	3条
5	基本的人権の尊重	○ 「国民の自由と権利」の制限として、国民の身体に直接的な影響を行使するものとして、次の措置が挙げられるが、これら以外にもあるか。また、国民がこれらの措置を拒否した場合、現場における地方自治体職員はどのように対処すればよいのか。 ・勧告入院(感染症法) ・停留(検疫法) ・外出制限(第45条第1項)	○ 国民の行動に影響を及ぼす制約としては、左記に挙げられているもの以外にも、学校・興行場等の使用制限や催物の開催制限(法第45条第2項)、物資の売渡し要請(法第55条第1項)等が挙げられる。これらの措置について、国民が要請等に従わない場合、感染拡大防止等のため必要な措置であることについて丁寧に説明し、理解を求めた上で、要請等に従ってもらうよう対応をお願いしたい。 なお、特措法に基づく措置については、要請に従わない場合で特に必要がある場合には、指示や取用等さらに強力な措置規定を置いているところであり、必要に応じてこうした規定を活用いただきたい。	5条
6	総論	○ 保健所を設置していない市町村が行うべき対策は、法に掲げられている次の事務以外にもあるのか。 (1)市町村職員への特定接種(第28条) (2)住民への予防接種(第46条) (3)臨時の医療施設等における医療の提供(第48条) (4)特例を受けた埋火葬の実施(第56条) ※(3)(4)は、法により都道府県知事が市町村長が行うこととした場合	○ 左記以外にも、事業者・住民等への情報提供、新型インフルエンザ等のまん延防止措置、住民生活対策(法第8条第2項参照)等が挙げられる。具体的には、今後策定される行動計画、ガイドラインにおいて示す予定。	
7	指定公共機関	○ 指定公共機関は具体的にどのような法人となるか。それを定める政令はいつ頃が予定されているか。	○ 指定公共機関については、今後、学識経験者の意見を聴く場(検討会議(仮称))を設けて検討することとしている。現時点においては、災害対策基本法における指定公共機関を参考に、業務の公益性や重要性等を総合的に勘案して検討が行われるものと考えている。指定公共機関を定める政令については、平成25年春頃の公布を予定しているが、検討会議(仮称)における検討内容・経過については、すべて公開・公表する予定である。	2条6号

番号	項目	質問	回答	関連条文
8	指定公共機関	<p>○ 指定公共機関(地方機関を有するもの)と指定地方公共機関の兼ね合いがどうなるのか、ご教示いただきたい。</p> <p>○ 「医薬品又は医療機器の製造又は販売を営む法人」のように広域的に事業を営む法人についての指定はどのように行うのか。</p> <p>○ 指定地方公共機関について、「都道府県の区域において」とは、都道府県に本社機能を有する事業者と解釈してよいか。</p>	<p>○ 広域的に事業を営む法人(地方機関を有するものを含む)については、指定公共機関の対象になると考えているが、具体的にどのような法人を指定公共機関とするかについては、今後、検討会議(仮称)で検討することとしている。また、医薬品等の製造・販売など他法に例がないものについては、指定公共機関と指定地方公共機関の具体的な振り分けについて今後お示しする予定である。</p> <p>○ なお、指定地方公共機関については、基本的に一都道府県内で事業を営む法人が対象になると考えているが、具体的な内容については今後お示しする予定である。</p>	2条6号、7号
9	指定公共機関	<p>○ 指定地方公共機関は、都道府県知事が指定することとなっているが、その基準を示していただけるのか。指定地方公共機関の明確な定義及び具体的な例示を示していただきたい。また、これらが示される時期はいつ頃か。</p> <p>具体的などのような業種・事業所か。</p> <p>災害対策基本法や国民保護法で規定するそれと相違点があるのか。</p> <p>例えば医療機関に関してはどの程度のもを想定しているのか。県医師会、都市医師会など業界団体を指定することを想定されているのか、感染症指定医療機関など特定の医療機関を指定することを想定されているのか。</p> <p>備蓄薬、備蓄物品の保管事業者は指定地方公共機関に含まれるのか。</p> <p>「その他の公益的事業を営む法人」とは、具体的にどのような法人を指すのか。</p> <p>「その他の公共的施設を管理する法人」とは、具体的にどのような法人を指すのか。</p>	<p>○ 指定地方公共機関の指定に係る具体的な考え方については、今後お示しする予定である。(説明資料7～10ページを参照されたい)</p>	2条7号
10	指定公共機関	<p>○ 指定地方公共機関について、「あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する」とあるが、「当該法人の意見を聴いて」の具体的内容、基準、指定の方法をご教示願いたい。</p> <p>○ 意見の聴き方については行動計画等に示されるのか。示されるとすれば、いつ、どのように示されるのか。</p> <p>○ 同意が必要という意味か(意見聴取で拒否された場合は指定できないのか)。何らかの文書を取り交わす必要があるのか。</p>	<p>○ 意見の聴取方法について、国から統一的方法をお示しすることはしないが、地域における各業種の実情等に応じて、適正と認められる手続により行っていただきたい。その際、本法の趣旨を踏まえ、指定地方公共機関の責務や業務計画の作成等について十分な説明を行い、法人の意見にも適切に配慮し、その役割についての理解を十分に得ていただくようお願いしたい。なお、意見聴取の際に文書を取り交わすことは必須ではない。</p> <p>○ 指定に当たっては、当該法人に、指定地方公共機関の役割について十分に理解していただくことが前提となる。</p>	2条7号
11	指定公共機関	<p>○ 指定地方公共機関の指定手続において、「あらかじめ当該法人の意見を聴いて」とあるが、個人経営の診療所等の指定は想定していないのか。</p>	<p>○ 指定(地方)公共機関については、本法に基づく役割や、新型インフルエンザ等のまん延時においても業務が継続的、安定的に行われることの重要性等にかんがみ、法人を指定することとしている。</p>	2条7号
12	指定公共機関	<p>○ 公的機関や公益的事業を営む法人を「指定公共機関」「指定地方公共機関」として指定することとなっているが、当該法人の側が、指定を拒否することは法律上支障はないか。(指定を行う際に、強制はできないと解釈してよろしいか)</p>	<p>○ 指定に当たっては、本法の趣旨を踏まえ、法人に対して指定地方公共機関の責務や業務計画の作成等について十分な説明を行い、法人の意見にも適切に配慮し、その役割についての理解を十分に得ていただくことが前提となる。指定の手続の前に、法人と十分に協議をしていただくようお願いしたい。</p>	2条6号、7号

番号	項目	質問	回答	関連条文
13	指定公共機関	○ 指定地方公共機関について、一度指定したら辞退の申し出があるまで、法人が解散するまでは指定のままということになるのか。	○ 指定地方公共機関が本法に基づく責務を果たすことができない等の事情が生じた場合には、指定を解除していただくこととなる。具体的には、法人から辞退の申し出があった場合、法人が解散した場合のほか、当該法人が本法に基づく業務を遂行できないと都道府県知事が認めた場合などが考えられる。	2条7号
14	指定公共機関	○ 指定(地方)公共機関と登録事業者の関係は、登録事業者の範囲内に指定(地方)公共機関があると解釈してよいか。 ○ 医療機関に関しては、指定(地方)公共機関、登録事業者に分類され、それぞれ果たすべき責務が異なると思われるが、指定対象、登録対象の考え方、それぞれの役割分担について教えてほしい。	○ 登録事業者については、指定(地方)公共機関との関係も含め、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしており、その結果を踏まえて考え方を示したい。	2条6号、7号 3条5項 4条3項
15	指定公共機関	○ 総合調整に基づく措置が実施されない場合で特に必要があると認めるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるかとされているが、指定公共機関への指示は政府対策本部長が行えばいいのではないかと。都道府県対策本部長と重複して指示を行う理由をご教示願いたい。	○ 指定公共機関の担う業務は、国全体に関わる業務のみならず、特定の地方公共団体に関わる業務も含んでいる。このため、都道府県対策本部長が、政府対策本部長を経由せずに必要な指示を行うことができることとしている。	33条
16	指定公共機関業務計画	○ 第7条第2項第3号に「指定地方公共機関が…第9条第1項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項」とあるが、この「業務計画」とはBCP(業務継続計画)と解してよろしいか。また第47条(医療等の確保)に記載のある「業務計画」も同様か。	○ 本法の「業務計画」とは指定地方公共団体に指定された法人の業務に関し、本法その他の法律に基づき実施する「新型インフルエンザ等対策」に関する計画である。当該事項が網羅されているのであれば、当該法人の既存のBCP(業務継続計画)と兼ねていただくことは可能である。	7条2項3号 9条 47条
17	指定公共機関業務計画	○ 指定(地方)公共機関の業務計画について、モデル業務計画を示すことはあるか(モデルをお示し願いたい)。	○ 業種により、業務計画の内容が異なるため、現時点では、モデルをお示しすることは考えていないが、指定公共機関については、法第6条第2項第4号に基づき、政府行動計画において、業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めることとしており、これを参考にさせていただきたい。	9条
18	指定公共機関業務計画	○ 指定地方公共機関の業務計画の策定期間の目途如何。また、策定しない場合の対処は。	○ 指定地方公共機関については、本法の施行(平成25年春頃)後速やかに指定していただくよう準備を進めていただきたいと考えている。業務計画の作成については、その後速やかに行っていただくよう、各都道府県から働きかけをお願いしたい。業務計画が作成されない場合には、速やかに作成いただくよう、丁寧な指導をお願いしたいが、それでも作成しない法人については、新型インフルエンザ等発生時に必要な対策を実施できない可能性があることから、指定の解除も含めて対応を検討願いたい。	9条
19	指定公共機関業務計画	○ 指定(地方)公共機関が策定する業務計画に対し、必要な助言をすることができるとしているが、勧告は規定されていない。このことについて、法律制定過程の検討状況をご教示いただきたい。	○ 従うべき義務を負わないことは、「助言」「勧告」双方同じであるが、「勧告」は助言よりも強い権限であり、「勧告」を尊重しなければならない義務を負うものである。指定(地方)公共機関は、発生時において行政と共に対策を講じていただくこととなるが、行政とは異なり、一方で経営も考慮し業務計画を作成せねばならず、このことから「助言」とどめたもの。なお、既存の危機管理法制においても「助言」となっているところ。	9条3項

番号	項目	質問	回答	関連条文
20	指定公共機関業務計画	○ 指定地方公共機関の業務計画の要旨の公表について、その範囲、内容、方法について問う。(あくまでも指定(地方)公共機関が公表するのか、それとも都道府県がホームページ等で行ってもかまわないのか)	○ 要旨の範囲、内容については、その業務計画の概要が分かる程度のものであることを要する。 要旨の公表は、各指定(地方)公共機関が行う必要があるが(方法は問わない)、これと併せて都道府県がホームページ等で公表することは、より望ましい方法と考える。	9条4項
21	指定公共機関	○ 指定(地方)公共機関は自治体に労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができ、正当な理由がない限り拒めないとされているが、具体的にどのような内容を想定しているのか。	○ 応援の内容としては、指定(地方)公共機関の有する人員、施設設備、物資等のみでは、新型インフルエンザ等対策の実施が困難であり、国又は地方公共団体に応援を求めた方がより迅速かつ効果的な対策を実施することができると思われる場合に、人員の派遣や場所の提供、物資の供給あつせんを求めることなどを想定している。 「正当な理由」とは、例えば、国又は地方公共団体が自らの新型インフルエンザ等対策を実施するため人員を派遣することが困難な場合や、特定の物資の供給が全国的に不足しているため直ちに必要な物資の供給をあつせんすることができない場合など、求めに応じることが困難な客観的事情がある場合を想定している。	27条
22	指定公共機関	○ 指定公共機関の指定は、国の機関ではどの部局が担当窓口となるのか。	○ 内閣官房新型インフルエンザ等対策室が担当窓口となる。	
23	指定公共機関	○ 国において、指定地方公共機関に想定される医療関係団体、輸送事業者団体、通信事業者団体等に対し、この法律の趣旨をいつ、どのような形で周知を図られる予定か(説明会等)ご教示願いたい。 ○ 指定地方公共機関のうち、放送やライフラインのように上部団体に指定公共機関を持つような団体は、当該上部団体の意向によって対応が左右されることがあった(国民保護法制定時等)が、公共機関等への特別措置法の周知はどうなっているか。	○ 医療関係団体、経団連等については、本法の立案過程において十分意見交換を行ってきたところであり、その中で、本法の趣旨について周知を図ってきた。今後も、指定公共機関の指定をはじめ円滑な施行に向けて、引き続き意見交換を行っていく予定。	
24	指定公共機関	○ 指定(地方)行政機関等については、政令で定めた後、一覧表等で各都道府県別に機関名を具体的に示していただきたい。	○ 指定公共機関については、政令で定められた後、内閣官房のホームページでも公表したいと考えている。	
25	行動計画	○ 特措法に基づく政府行動計画・都道府県行動計画・市町村行動計画について、現行の行動計画(ガイドラインを含む)との関係はどうなるのか。(現行計画の改正か。現行計画を廃止し、新たに策定するのか)	○ 法律上は、新たに本法に基づく行動計画を定めることとなる。その結果、現行計画は廃止となる。 ただし、本法は、現行行動計画の実効性を高めるものであるため、内容としては、現行行動計画の考え方が踏襲されるものと考えている。	6条 7条 8条

番号	項目	質問	回答	関連条文
26	行動計画	<p>○ 都道府県行動計画の作成にあたっては、政府行動計画においてその作成基準(第6条第2項第4号)が示されることが前提となり、また、市町村行動計画の作成にあたっては、都道府県行動計画においてその作成基準(第7条第2項第3号)が示されることが前提となる。</p> <p>今後のスケジュールを考えると、法施行日までに特措法に準拠した都道府県行動計画・市町村行動計画を作成することは事実上困難であるが、既存の行動計画があれば、当分の間はこれをもって作成済みとしてもよろしいか。また、その場合、所定の報告・通知・公表(第7条第4項・第6項、第8条第4項・第6項)は必要か。</p> <p>なお、市町村によっては、現状で行動計画が未策定のケースがある。そのような市町村に対しては、法施行日までにどのような手続を指導すればよろしいか御教示いただきたい。</p> <p>○ 特措法制定前に行動計画を策定している市は多いが、市町村がやるべき対策が網羅されていれば、都に報告し、特段の改正はしなくても、法定計画として位置づけることは可能か。</p>	<p>○ 法施行日までに都道府県行動計画・市町村行動計画を作成していただく必要はなく、法施行後、政府行動計画を踏まえ、速やかに作成されたい。(政府行動計画の検討状況は随時公表されるので、参考とされたい。)なお、本法により、医療関係者への要請等、特定接種、住民に対する予防接種など新たな枠組みが規定されているため、既存の行動計画がある場合であっても、当分の間作成済み、あるいは改正をしない扱いとするのではなく、本法に基づく必要な措置を盛り込んだ行動計画を速やかに作成していただきたい。</p>	6条 7条 8条
27	行動計画	<p>○ 政府行動計画が示されない段階で新型インフルエンザ等本法律に該当する感染症が発生した場合、現行の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき対策を実施すればよいのか。</p>	<p>○ 現行の行動計画に基づき対応することを考えている。</p>	6条 7条
28	行動計画	<p>○ 現行の政府行動計画・ガイドラインについて、法律が制定されたことによる主な改定予定内容を示してほしい。</p> <p>○ 参議院内閣委員会附帯決議(平成24年4月24日)の四において、「いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保する」とあるが、国の行動計画に反映されるのか。</p> <p>○ 緊急事態宣言発令時の各種社会機能維持対策に関するガイドラインを加える予定はあるか。</p>	<p>○ 本法は、現行行動計画の実効性を高めるものであるため、基本的には、現行行動計画の考え方が踏襲されるものと考えている。新たに規定(あるいは改定)する事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の体制に関すること ・指定(地方)公共機関に関すること ・新型インフルエンザ等緊急事態に関すること ・特定接種に関すること ・住民に対する予防接種に関すること <p>などを想定している。</p> <p>○ また、現行の政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものであるが、参議院内閣委員会附帯決議(平成24年4月24日)の四を踏まえ、多様な対策の選択肢について改めて検討することとしている。</p> <p>○ 現時点においては、緊急事態宣言発令時の各種社会機能維持対策に関するガイドラインを定める予定はない。</p>	6条
29	行動計画	<p>○ 法律の対象は、新型インフルエンザのみならず、新感染症が含まれるが、行動計画は新型インフルエンザのみを対象としたものになるのか。</p> <p>○ 政府行動計画では、新感染症対策に関する記載について、新型インフルエンザ対策と一体的に記載されるのか、あるいは、別立てて記載されるのか。</p> <p>○ 感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」と「新感染症」では措置の強制力等も異なっており、医療体制を含めた行動計画を一括にするのには問題が出てくると思うが、どうなるのか。</p>	<p>○ 本法に基づく行動計画は、新型インフルエンザ及び新感染症を対象としたものとなる。ただし、新感染症については、発生後に、その病状や講じるべき対策が判明するものであるため、予め行動計画に新感染症対策を個別に記載することはせず、新型インフルエンザ対策に関する措置の中から新感染症対策にも対応できるものを選択して実施する運用を考えている。</p>	6条 7条 8条

番号	項目	質問	回答	関連条文
30	行動計画	○ 「政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定める」とあるが、国の行動計画はこれを受けて現行の5段階(①未発生期②海外発生期③国内発生早期④国内感染期⑤小康期)から変わる予定はあるのか。 移行時期はどうなるのか。 現行行動計画の「地域」という範囲はどうなるのか。(都道府県、市町村、さらに狭い地域などが考えられる)	○ 5段階の発生段階及び各段階の移行時期、地域の概念について、現行行動計画の発生段階等の内容を変更することは現時点では考えていない。 ただし、緊急事態宣言のスキームが導入されたことによる修正はありうるものと考えている。	6条3項
31	行動計画	○ 動物関連の情報収集には、家禽に鳥インフルエンザが発生した場合の接触者の検体検査は含まれるか。	○ 家きんに鳥インフルエンザが発生した場合の濃厚接触者の検体検査も含まれる。	6条2項2号イ
32	行動計画	○ 政府行動計画に定める医療の提供体制の確保のための「総合調整」と、都道府県行動計画に定める医療の提供体制の確保に関する「措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。	○ 都道府県行動計画に定める「医療の提供体制の確保に関する措置」とは、新型インフルエンザ等発生時における地域医療体制確保のための具体的方策のことであり、 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置 ・感染症指定医療機関、公的医療機関等の体制整備 ・地域感染期に備えた一般医療機関の体制整備 ・地域感染期に備えた臨時の医療施設の設置 等について定めることを想定している。 一方、政府行動計画に定める「医療の提供体制の確保のための総合調整」とは、都道府県が実施する上記の措置が円滑に行われるよう必要な調整を行うことである。	6条2項2号ホ 7条2項2号二
33	行動計画	○ 政府行動計画に定められる「前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項」とは、具体的にはどのような事項か。	○ 現時点で想定しているものはないが、政府行動計画の検討過程で新たな事項が出てきた場合に規定することとしている。	6条2項7号
34	行動計画	○ 政府行動計画を定めるため必要があるときに設けることができる、地方公共団体の長等が意見を陳述する機会は、どのような形で与えられるのか。	○ 今後設置される検討会議(仮称)その他の場で意見を聴くことになると考えている。	6条7項
35	行動計画	○ 都道府県行動計画作成時に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないとしているが、政府行動計画作成時に、地方公共団体と関係がある事項を定めるときに、当該地方公共団体の長の意見を聴かなければならないという規定がないのはなぜか。	○ 政府行動計画に新たに盛り込む事項については、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしているが、同会議には、地方公共団体関係者にも参画いただくこととしており、地方公共団体の意見も踏まえて検討してまいりたい。	6条 7条3項
36	行動計画	○ 政府行動計画に基づき、都道府県計画等が作られることになっているが、政府行動計画はいつ策定され、その前に原案をお示しいただけるのか。また、「基づき」というのは、どこまでの関連付けを求めるのか(齟齬がなければよいという趣旨か)。	○ 政府行動計画は、法施行(平成25年春頃)後速やかに作成・公表する予定であり、その前に、原案をお示ししたいと考えている。なお、政府行動計画に新たに盛り込む事項については、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしており、その検討内容・経過については、すべて公開・公表する予定である。 「基づき」とは、政府行動計画の方針と齟齬がないようにという趣旨である。	6条 7条 8条

番号	項目	質問	回答	関連条文
37	行動計画	○ 政府行動計画において定められる「都道府県行動計画及び指定(地方)公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項」とはどのような内容か。早期に示してほしい。	○ 今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしており、早期にお示しできるように努めてまいります。	6条2項4号
38	行動計画	○ 都道府県行動計画で定める「新型コロナウイルス等の…原因の情報収集並びに調査」とは具体的にはどのような内容か。	○ 感染症法に基づくサーベイランスや疫学調査等である。	7条2項2号イ
39	行動計画	○ 都道府県行動計画に記載する事項について、第7条第2項に列挙している以外の項目で、必須項目を明示されたい。	○ 事項としては、法第7条第2項に掲げる事項以外にはない。なお、都道府県行動計画を作成する際の基準となるべき事項については、政府行動計画でお示しすることとしている。	7条2項
40	行動計画	○ 法第7条第2項又は第8条第2項にそれぞれ規定されている事項と、既存の都道府県対策計画又は市町村対策計画の内容についてどの程度すりあわせを行うべきか。(都道府県及び市町村として検討した結果、法第7条第2項又は第8条第2項に規定されている事項が抜け落ちることは問題ないか)	○ 都道府県行動計画又は市町村行動計画において、法第7条第2項又は第8条第2項に掲げる事項が抜け落ちるということは想定されないと考えている。	7条2項 8条2項
41	行動計画	○ 政府行動計画では、地方公共団体相互の広域的な「連携協力」となっているが、都道府県行動計画では、地方公共団体その他の関係機関との「連携」となっており、「協力」が外された表記になっているが、その意図は何か。	○ 政府行動計画においては、措置の実施に当たっての「連携」とどまらず、相互応援協定などの例を示し、「協力」についても例示することを想定しているが、都道府県行動計画に「協力」に関する事項までを絶対的記載事項とはせず、「連携」のみにとどめたものである。	6条2項6号 7条2項5号
42	行動計画	○ 都道府県及び市町村の行動計画のモデル案を、国として作成する予定はあるのか(作成していただきたい)。	○ 市町村計画のモデルは都道府県と協力して作成する方向で検討したい。都道府県行動計画のモデルを作成する予定はない。	7条 8条
43	行動計画	○ 都道府県及び市町村の地域防災計画と本法における行動計画との関係は、どのように考えているか。 ○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法の内容を鑑みると、この法律に規定されている行動計画は、地域防災計画と同様又はそれに準ずるような計画と考えられるが、そのような理解で差し支えないか。	○ 本法の都道府県(市町村)行動計画は、災害対策基本法の地域防災計画とはその目的・内容は異なるものである。もちろん、類似する部分があることは考えられる。	7条 8条
44	行動計画	○ 都道府県行動計画を作成したときは内閣総理大臣に報告するとなっているが、都道府県行動計画の形式に決まりはあるのか。なお、当県の行動計画は対策の概略を定めた本編をパワーポイントで作成し、詳細な対策は別途ガイドラインやマニュアルにおいて定めている。	○ 形式について特に決まりはない。都道府県の判断により、対策の概要を行動計画で定め、対策の詳細については別途ガイドラインやマニュアルにおいて定める方法でも差支えないが、都道府県行動計画については、議会への報告、関係市町村・機関への通知、公表及び内閣総理大臣への報告を行うものであるため、関係者にとってその対策の内容が明らかになるものである必要がある。	7条4項

番号	項目	質問	回答	関連条文
45	行動計画	<p>○ 都道府県行動計画において、市町村行動計画及び指定地方公共機関の業務計画を作成する際の基準を定めることとなっているが、どのような内容を想定しているか、具体的に例示されたい。全国的に共通する内容が想定されるので、国において指針を示してほしい。</p>	<p>○ 市町村行動計画については、モデルを作成する方向で検討したい。</p> <p>○ 指定地方公共機関の業務計画については、モデルをお示しすることは考えていないが、指定公共機関について、法第6条第2項第4号に基づき、政府行動計画で、業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めることとしており、これを参考にさせていただきたい。</p>	7条2項3号
46	行動計画	<p>○ 都道府県行動計画における、他の地方公共団体との連携に関する事項について、具体的にはどのような事項を想定しているのか。</p> <p>○ 都道府県行動計画の策定に際し、他の地方公共団体と関係がある事項を規定する場合は当該団体の意見を聴かなければならないとされているが、どの程度の内容であれば聴く必要があるのか。メルクマールのものがあれば示されたい。</p>	<p>○ 本法には大都市特例はないが、本法第7条第2項第5号及び第7条第3項は、感染症法上都道府県の事務の一部を処理することとされている政令市、中核市、保健所設置市と連携して対策を実施していただくことを念頭に設けた規定である。</p> <p>法第7条第3項に基づき、具体的にどのような場合に他の地方公共団体の意見を聴くかについては、各地方公共団体の実情に応じ、適切に判断されたい。</p>	7条3項
47	行動計画	<p>○ 内閣総理大臣による「必要な助言又は勧告」について、この場合の「勧告」は、どの程度の効力を有するものと考えているのか。</p>	<p>○ 「勧告」は、従うべき義務を負わないが、尊重しなければならない義務を負うものである。</p>	
48	行動計画	<p>○ 「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」という「その他の学識経験者」とは、どのような学識経験者を含める必要があるのか。</p>	<p>○ 医学・公衆衛生、法律等の分野の専門家を想定している。</p>	6条5項 7条8項
49	行動計画	<p>○ 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見聴取について、当県では、「感染症に関する専門的な知識を有する者」を含む合議制の機関を設置しているが、そこに諮ることで足りるのか。それとも意見を聴くべき学識経験者について、人数、構成等の指定はあるのか。</p> <p>○ 都道府県行動計画の案を作成する際にあらかじめ意見を聴取する学識経験者は、県医師会の感染症部会の医師などでもよいのか。市町村計画についても意見聴取が必要となるが、自治体によっては、専門家の確保が困難な場合もあると考える。</p>	<p>○ 人数や構成等について国から基準を示すことは考えていないが、本法に基づく措置の中には社会経済への影響が大きいものもあることを踏まえ、感染症分野のみならず、幅広い分野の学識経験者を含めていただくようお願いしたい。</p> <p>市町村において専門家の確保が困難な場合は、都道府県において、必要な助言・支援を行っていただきたい。</p>	6条5項 7条8項 8条7項
50	行動計画	<p>○ 政府行動計画において、新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体への適切な方法による提供について定めることとされているが、具体的にはどのような方法を想定されているのか。</p>	<p>○ 地方公共団体に対してリアルタイムに正確な情報提供を行うことが重要と考えており、今後適切な情報提供方法について検討してまいりたい。</p>	6条2項2号ロ
51	行動計画	<p>○ 都道府県行動計画・市町村行動計画において、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項を定めることとされているが、「その他の関係機関」とはどこかお示し願いたい。</p>	<p>○ 都道府県については国の機関等、市町村については警察など都道府県の機関等を想定している。</p>	7条2項5号 8条2項4号

番号	項目	質問	回答	関連条文
52	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画策定は第74条規定の法定受託事務に該当するののか。 ○ 市町村行動計画策定にかかる経費については国庫等財政措置はあるののか。 ○ 市町村に計画策定を促しても策定しない場合の対応について問う。 ○ 町村の場合、2次医療圏単位で計画策定する等広域化対応は可能か。 ○ 第28条の特定接種の実施に関しては、市町村行動計画に記載するののか。(住民に対する予防接種は市町村行動計画に記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画策定は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務である。 ○ 市町村行動計画策定にかかる経費について、国庫補助等の措置はない。 ○ 現在新型インフルエンザ対策行動計画を作成していない市町村については、本法に基づく市町村行動計画作成までに時間がかかるものと考えますが、都道府県の助言指導の下、すべての市町村において計画が作成されるよう、よろしくお願ひしたい。 ○ 市町村行動計画は、すべての市町村において作成する必要があるが、各々の市町村が実施すべき対策の内容が明確になっているものであれば、複数の市町村で共同して作成する方法でも差支えない。 ○ 第28条第1項第2号に規定する地方公務員(市町村職員)に対する特定接種については、行動計画等で定めていただくこととなる。 	8条
53	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画に定める「生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置」について、具体的にどのような事項を定めればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的弱者への支援、遺体の火葬・安置など、現行の政府行動計画において市町村が実施することとなっている措置を想定している。 	8条2項2号ハ
54	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画は市町村間において大差のない内容となることが予想されるが、国計画・都道府県計画を準用とすることは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画に定める事項については、政府行動計画・都道府県行動計画に定める事項とは異なっているため、政府行動計画・都道府県行動計画を準用するとの対応では不十分である。新型インフルエンザ等の発生時に、当該市町村が実施する具体的な対策が分かるものを作成いただきたい。 	8条
55	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画について、当該市町村長に助言又は勧告をする場合、何を基準にすればよいか。また、各市町村の実情(マンパワーなど)もあることから、一律の助言又は勧告ができないことも想定されるが、それでもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の実情に応じ、適切に対応いただきたい。各市町村の実情により、助言・勧告の内容は異なるものと考えられる。 	8条5項
56	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法律は、強毒性の新型インフルエンザ等を対象としているののか。もしそうであれば、行動計画ははじめ準備及び対応は、強毒性対象に限定するののか。あるいは、弱毒性の場合の対応について行動計画に併記するののか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法は、病原性の高い新型インフルエンザのみならず、季節性インフルエンザと病原性が同じ程度であることが明らかなもの以外の新型インフルエンザも対象としている(新型インフルエンザ等緊急事態措置については、病原性の高い新型インフルエンザが対象)。従って、行動計画は、現行どおり、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合にも対応できるよう作成していただく必要がある。 	
57	物資・資材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、整備、点検、管理施設・設備の整備、点検について規定しているが、新型インフルエンザ発生時に適時適切に供給できる体制整備、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関それぞれの所掌範囲はどこに規定するののか。 ○ 国、都道府県、保健所設置市、保健所設置市以外の市町村の備蓄の役割分担はどうなるののか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレパパンデミックワクチンについては国が備蓄、また、抗インフルエンザウイルス薬については国と都道府県の役割分担の下で備蓄するという方針には変わりがないが、それ以外の物資及び資材については、各行政主体、指定(地方)公共機関の判断・責任の下で必要な物資等を備蓄していただくこととなる。 	

番号	項目	質問	回答	関連条文
58	物資・資材の備蓄	<p>○ 「物資及び資材の備蓄等」とは、具体的にどのような物資等を想定しているか。</p> <p>○ 国、都道府県、指定(地方)公共機関別に、その種類や量等の具体的な基準は示されるのか。(現在は抗インフルエンザウイルス薬について国・県の備蓄の目安が示されているが、他の項目については目安はない)</p> <p>○ これらについて、政府行動計画等で示されるのか。</p> <p>○ 新型インフルエンザ以外の「新感染症」に対応する資材等について、何か示される予定はあるか、又は、新型インフルエンザも新感染症も資器材備蓄は同じと解釈してよいのか。</p>	<p>○ 備蓄すべき物資及び資材としては、プレパデミックワクチン(国)、抗インフルエンザウイルス薬(国、都道府県)のほか、必要に応じて、消毒薬・マスク等の衛生資器材を想定している。</p> <p>○ 抗インフルエンザウイルス薬以外に、地方公共団体、指定(地方)公共機関において備蓄すべきものの種類や量等の具体的な基準を示す予定はない。</p> <p>○ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標については、政府行動計画において示すことを検討している。</p> <p>○ 新感染症対策のための備蓄についても、新型インフルエンザ対策のためのものと同様と考えている(プレパデミックワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬を除く)。</p>	10条
59	物資・資材の備蓄	<p>○ 国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、行動計画や業務計画に基づき、必要な医薬品その他物資・資材等を備蓄等することとなっているが、現在、国、都道府県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬・感染防護資材等との関係はどうなるのか。(例えば、市町村や指定(地方)公共機関も抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行うこととなる場合は、国・都道府県の備蓄分は調整する、など)</p>	<p>○ プレパデミックワクチンについては国が備蓄、また、抗インフルエンザウイルス薬については国と都道府県の役割分担の下で備蓄するという方針を変更する予定はない。また、これ以外の物資等について、備蓄すべきものの種類や量等の具体的な基準を示す予定はない。従って、市町村又は指定(地方)公共機関が自らの判断で抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する場合であっても、国や都道府県の備蓄分と調整する必要はない。</p>	10条
60	物資・資材の備蓄	<p>○ 医薬品の備蓄については、指定公共機関である製薬会社等と協定等締結し、ランニングストックの体制が取れるよう法的に整備できたと考えてよいか。</p>	<p>○ 本法により、いわゆる流通備蓄の体制が取れるよう法的に整備したわけではない。</p>	10条
61	物資・資材の備蓄	<p>○ 新型インフルエンザ等対策に係る物資及び資材の備蓄は、災害対策基本法の規定によるものと相互に兼ねることができるとはどのようなことか。両者の重なる物資等とは具体的に何を指すのか。具体的な運用について示されたい。</p>	<p>○ 本法及び災害対策基本法に基づく対策に必要な物資等で共通するものについては、それぞれの対策のための量を確保して備蓄する必要はなく、相互に兼ねることができるという意味である。具体的には、食料や、消毒薬・マスク等の衛生資器材等が考えられる。</p>	10条 11条
62	訓練	<p>○ 具体的にはどのような訓練を想定しているのか。国・都道府県・市町村が合同で実施する訓練内容も想定しているか。</p> <p>○ 訓練に関して、国からモデル的なケースが示される予定はあるのか。</p>	<p>○ 具体的な訓練の内容としては、 ・政府の意思決定・指揮命令関係の訓練(国) ・検疫や積極的疫学調査の実施、帰国者・接触者外来の運営、集団的接種などの現場の実動訓練(国・都道府県・市町村) などを想定している。訓練の実施に当たっては、地方公共団体との連携が必要不可欠であり、特定の地方公共団体にご協力をいただき、合同で開催することも考えている。</p> <p>○ なお、地方公共団体が単独で行う訓練について、モデル的なケースを示す予定はない。</p>	12条1項
63	訓練	<p>○ 防災訓練との有機的連携とは具体的にどのようなことをイメージしているか。同時開催を指すのか。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等の訓練については、既に実施されている防災訓練と有機的に連携することが重要であることから、当該規定を設けたものである。具体的には、合同実施のほか、防災訓練におけるノウハウを活用することなどを想定している。</p>	12条1項

番号	項目	質問	回答	関連条文
64	訓練	○ 平成24年度の国における訓練の計画をご教示いただきたい。	○ 現時点においては、具体的な計画は定まっていない。今後、施行準備状況を踏まえつつ、検討する。	
65	発生報告	○ 感染症法の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を認め公表するとされているが、具体的にはどのような手段で発生した旨を確認するのかお示しいただきたい。 ○ 特措法第14条を踏まえ、感染症法第44条の2(又は第44条の6)を改正するなど、相互の整合性についてどのように整理してお示しいただけるのか。(感染症法は感染症が発生した際の国民に対する公表の内容及び方法を定め、特措法第14条は公表に際して内閣総理大臣に必要な情報を報告することを定めているのであり、特に双方の条文に不整合があるとは考えられないが如何)	○ 新型インフルエンザ等の発生の公表にあたっては、新型のウイルスがヒトからヒトへ感染していることを証明する疫学的データやコミュニティーレベルでのアウトブレイクを引き起こすウイルスの能力に基づき、WHOによるフェーズ4宣言を確認した上で行うこととなる。 ○ 特措法は、感染症法などの既存の法律とあいまって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るものである。ご指摘のとおり、感染症法は感染症が発生した際の国民に対する公表の内容及び方法を定め、特措法第14条は公表に際して内閣総理大臣に必要な情報を報告することを定めていることから、感染症法の改正は行っていない。	14条
66	対策本部	○ 政府対策本部を設置しない(政府対策本部を廃止する)要件である「季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下」と判断するのは誰か。(政府対策本部か、国立感染症研究所か)	○ 内閣総理大臣が、国立感染症研究所の専門家等の意見を聴いて判断する。(判断までの具体的な手順としては、WHO、研究者ネットワーク等を通じ、厚生労働省及び国立感染症研究所が発生状況、最新の知見を情報収集し、厚生労働大臣が内閣総理大臣に報告する。)	15条1項 21条1項
67	対策本部	○ 政府対策本部の設置について、厚生労働大臣より報告のあった新型インフルエンザ等の病状の程度が、いわゆる季節性インフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除くとされているが、「同程度以下」となった場合、国における対策の体制はどのようになるのか。	○ 政府対策本部の設置については、季節性インフルエンザと同程度以下の病原性であることが判明した場合を除くこととしているが、新型インフルエンザの発生初期には、通常、病原性の程度が明らかでないと考えられることから、基本的には、新型インフルエンザの発生時には政府対策本部を設置し、政府全体で対応することになるものと考えている。	15条1項
68	対策本部	○ 参議院内閣委員会附帯決議(平成24年4月24日)の二において、「本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること」とあるが、この公表については、どの程度のことを考えているかご教示願いたい(公表時期、議事録全てか要旨のみか等)。	○ 原則として、本部会議開催後速やかに議事要旨、関係資料を公表することを想定している。(ただし、企業秘密に関する部分、個人情報に関する部分、外交に影響する部分、犯罪に悪用されるおそれのある部分を除く。)	
69	対策本部	○ 新型インフルエンザ等が国内で発生した場合に置くことができる政府現地対策本部の設置・運営は国で行うのか(経費含め)。	○ 国で行う。ただし、本部の設置場所の提供等について、地方公共団体からもご協力をいただきたい。	16条8項
70	対策本部	○ 政府現地対策本部が置かれた場合の、政府現地対策本部長と都道府県対策本部長の権限、所掌事務の関係はどのように検討されているのかご教示いただきたい。	○ 政府現地対策本部は政府対策本部の事務の一部を行うもの(法第16条)である。一方、都道府県対策本部は、都道府県行動計画に基づき医療体制の確保等の対策を具体的に実施(法第7条及び第22条)するものであり、その位置付けは異なるものである。	16条8項

番号	項目	質問	回答	関連条文
71	対策本部	○ 政府対策本部においては、知事は国の指揮命令系統に属するののか(第33条第1項で、政府対策本部長は、知事に対し指示できることとなっている)。	○ 第33条第1項の指示は、政府対策本部長が法第20条に基づき、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関に対し総合調整を行ってもなお、所要の対策が実施されない場合で、特に必要があると認めるときにおいてのみ、発動するものである。	17条2号 33条1項
72	対策本部	○ 都道府県対策本部においては、市町村は知事の指揮命令系統に属するののか(第33条第2項で、都道府県対策本部長は、市町村長に対し指示できることとなっている)。	○ 第33条第2項の指示は、所要の対策が実施されない場合で、特に必要があると認めるときにおいてのみ、発動するものである。	33条2項
73	対策本部	○ 政府対策本部が定める基本的対処方針における「一般的な方針」及び「重要事項」について、具体的にはどのような事項を定めることを想定しているのか。	○ 発生状況、発生地域、致死率、海外の状況、WHOの勧告等を踏まえて、今度策定する法定の政府行動計画に記載される対策の中から実際に実施すべきものを定めることを想定している。	18条2項2号、3号
74	対策本部	○ 政府対策本部長は総合調整を行うことができるが、政府対策本部長以外に、厚生労働省などが何らかの調整を図ろうとすることはないか。	○ 第20条第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合に、政府対策本部長が、関係者に対し、総合調整を行うことを規定したものであり、厚生労働省などがそれぞれ所掌する対策について、調整を図ることを妨げるものではないため、厚生労働省などにおいても、所管法等に基づき各種調整を図ることは十分考えられる。その場合であっても、厚生労働省をはじめとする各省の大臣は政府対策本部の一員であるため、政府全体として整合性の取れた調整が行われることになると考えている。	20条1項
75	対策本部	○ 「・・・政府対策本部が設置されたときは、・・・直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。」とあるが、緊急時等に即応するため、都道府県対策本部を常設としている場合、直ちに設置されたものと解してよいか。 ○ また、「・・・政府対策本部が廃止されたときは、・・・遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。」とあるが、緊急時等に即応するため、都道府県対策本部を常設としている場合、正当又は合理的な理由があるものとして、「遅滞なく、・・・廃止する」に含まれないと解してよいか。	○ 常設の本部であっても、本法の要件を満たしており、発生時に本法その他の法律に基づく必要な対策を迅速に実施できる体制が整うのであれば、直ちに設置されたものと解して差し支えない。廃止についても貴見のとおり解して差し支えない。	22条1項 25条
76	対策本部	○ 都道府県対策本部長が政府対策本部長に対して行う、指定行政機関・指定公共機関が実施する対策に関する総合調整の要請の具体例を示されたい。	○ 例えば、都道府県対策本部長が実施しようとする措置が、指定行政機関・指定公共機関が実施する措置と密接な関係を有し、かつ、実施方法等について調整が必要となる場合について規定したものであり、具体的にどのような場合に総合調整の要請を行うかについては、その時々状況に応じて判断することとなる。	24条4項
77	対策本部	○ 都道府県対策本部長が、県警、県教委に必要な限度において、必要な措置を求めることができることとなっているが、「必要な限度」の基準などは示されるのか。	○ 都道府県が対策を実施する上で必要かつ合理的と考えられる範囲を想定しており、「必要な限度」の基準などについて、具体的にお示しすることは考えていない。	24条7項
78	対策本部	○ 都道府県対策本部の設置を条例事項としている理由は何か。	○ 新型インフルエンザ等対策を実施する上で、都道府県対策本部の担う役割の重要性にかんがみて条例事項としたもの。なお、他の法律においても、都道府県対策本部の組織及び運営に関し、条例で規定することとしている。	26条

番号	項目	質問	回答	関連条文
79	対策本部	○ 市町村対策本部長が行う「総合調整」について、市町村の場合の総合調整とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	○ 例えば、住民に対する予防接種を実施するために、種々の関係機関に対しなされる調整などが考えられる。	36条1項
80	対策本部	○ 市町村対策本部の組織に、警察関係が入っていないのはなぜか。	○ 警察による警備等の治安維持活動は、特定の市町村のみで判断決定して行うべきではなく、広域的に行う必要があるため、都道府県対策本部のメンバーとしている。 市町村対策本部は、基本的に当該市町村の組織により構成するものであり、警察組織は都道府県の組織であるため、市町村対策本部の組織には入れなかったところである。ただし、法第35条第4項に規定しているように、市町村対策本部には、市町村の職員以外の者を出席させることができるため、必要に応じて、警察関係の者に意見を求めることは差支えない。	35条2項
81	基本的対処方針	○ 新型インフルエンザ等発生時に定める基本的対処方針とは、具体的にどのような内容となるのか。(2009年の新型インフルエンザ発生時に作成された「基本的対処方針」のようなものになるのか)。	○ 基本的対処方針は、発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、具体的な対処方針を示すものである。 基本的には、平成21年に新型インフルエンザ(A/N1N1)が発生した際にお示した基本的対処方針のような内容になるものと考えている。	18条
82	基本的対処方針	○ 政府対策本部は政府行動計画に基づき基本的対処方針を定めるとあるが、策定の時期はいつのタイミングか。	○ 最初に定める基本的対処方針については、対策本部設置とほぼ同時(設置直後)になると考えられる。ただし、その時点においては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の詳細な情報が得られていない可能性が高いことから、最初に定める基本的対処方針は、対策の基本的方向性を示すものになると思われる。その後、流行状況や最新の知見を踏まえて、随時変更し、具体的な対処方針を示していくこととなる。	18条
83	特定接種	○ 特定接種に係る登録事業者の選定は、どのような基準により行われるのか。また、その優先順位はどうか。想定される事業者を具体的に例示するとともに、対象者について裁量の余地を残さないよう定めていただきたい。 また、 ・指定(地方)公共機関である医療機関の医療従事者 ・法第31条により医療等の実施を要請される医療関係者は、特定接種の対象となるか。 ○ 登録事業者には、指定(地方)公共機関は含まれると考えてよいか。含まれない場合は指定すら困難になると思われる。	○ 特定接種に係る登録事業者の基準については、指定(地方)公共機関との関係等も含め、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしており、その結果を踏まえて考え方をお示ししたい。 ○ 対象となる業種や職種、登録の基準については、全国一律の運用が可能となるよう、具体的に定める予定である。	6条2項3号 28条1項1号
84	特定接種	○ 「新型インフルエンザ等対策の実施」とは、具体的にはどのような業務を指すのかお示しいただきたい。	○ 「新型インフルエンザ等対策」とは、本法第2条第2号のとおり、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、本法その他の法律の規定により実施する措置であり、具体的には、本法に基づく新型インフルエンザ等対策の意思決定、検疫法に基づく検疫の実施、感染症法に基づく疫学調査や入院措置等の実施、消防法に基づく救急業務の実施、本法及び予防接種法に基づく特定接種又は住民に対する予防接種の実施などを想定している。 なお、対象者については、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしている。	28条1項1号、2号

番号	項目	質問	回答	関連条文
85	特定接種	<p>○ 特定接種対象事業者の厚生労働大臣による登録について、登録のための周知及び登録は、いつ、どのように行われるのか。(対象者数を、いつ頃、どのような方法で把握するのか。希望するところが任意で申請し、登録するのか)</p> <p>○ 業務従事の確認・更新、登録状況の確認はどのように行うのか。</p> <p>○ 「厚生労働大臣の定めるところ」、「厚生労働大臣の登録を受けているもの」及び「厚生労働大臣の定める基準」とは具体的に何か。</p> <p>○ 特定接種の対象となる登録事業者である医療機関はどのように選択して登録するのか。厚生労働大臣が登録するに際して、都道府県は医療機関の候補を示すこととなるのか。</p>	<p>○ 特定接種の登録の基準に関する事項は、法第6条第3項により政府行動計画において定められる予定であり、具体的な登録方法等については、今後検討することとしている。</p> <p>○ 「厚生労働大臣の定めるところ」とは、今後お示しする登録事項や登録手続きを指し、告示で定める。</p> <p>「厚生労働大臣の登録を受けているもの」とは、いわゆる登録事業者のことを指す。「厚生労働大臣の定める基準」とは、登録事業者の従業員のうち、新型インフルエンザ対策にかかる業務を行うものを限定することを想定しており、告示で定めることとしている。</p>	28条1項1号
86	特定接種	<p>○ 一度登録すれば、更新することなく、ずっと有効か。</p>	<p>○ 現在検討中であるが、登録された事業者の情報は、経時的に内容の相違が生じることも予想されるため、一定の間隔で登録情報の全体的な更新等を行うことが必要と考える。</p>	28条1項1号
87	特定接種	<p>○ 特定接種の対象者が予防接種を拒否した場合、どのように対応すればよいのか。</p>	<p>○ 特定接種の対象者については、予防接種法第8条により接種を受ける努力義務が課せられるが、接種を拒否した者に対し接種を強制することはできない。</p> <p>なお、登録事業者には、本法第4条第3項により、新型インフルエンザ等発生時に業務を継続的に実施する努力義務が課せられるため、登録に当たっては、この点を十分に周知する必要があると考えている。</p>	28条
88	特定接種	<p>○ 対策の実施に携わる地方公務員についての判断基準は、都道府県等に委ねられると判断してよいか。</p> <p>○ 対策の実施に携わる地方公務員の範囲は国で明示されるのか。また、窓口担当の職員も含まれるのか。</p> <p>○ 「地方公務員」について、以下に掲げるものはここでいう地方公務員にあたるか教示願いたい。①工業用水道事業を営んでいる公営企業職員、公営企業管理者、②教育委員会職員、③都道府県警察本部職員、④条例等で定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p>	<p>○ 特定接種に係る登録事業者の基準については、地方公務員の扱いも含め、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしている。なお、地方公務員について、どの程度詳細な判断基準を定めるかについても、その中で検討してまいりたい。</p>	28条1項2号
89	特定接種	<p>○ 地方公務員に対し行う特定接種について、対象者の範囲、優先順位、接種方法を教示いただきたい。</p>	<p>○ 特定接種の対象者の範囲、優先順位等については、地方公務員の扱いも含め、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしている。</p> <p>接種方法については、迅速に接種を実施する必要があるため、原則として集団的接種を実施していただくことになると考えているが、接種方法の詳細については、法施行後、ガイドラインにおいてお示しすることとなる。</p>	28条1項2号
90	特定接種	<p>○ 特定接種の実施、健康被害の認定や給付等のスキームを提示いただきたい。また、特定接種に係る予防接種の期間はどのくらいと考えているのか。</p>	<p>○ 特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定を適用することとしており、健康被害の認定や給付等は予防接種法に準じた対応となる(法第28条第5項)。</p> <p>特定接種は、実施主体が国である点が通常の予防接種と異なっているため、具体的なスキームについては、今後検討していく。</p> <p>予防接種に必要な期間については、ワクチン供給状況、予防接種の体制により異なるため、現時点でお示しできないが、新型インフルエンザ発生後、できるだけ短期間に接種を終えることを目指している。</p>	28条

番号	項目	質問	回答	関連条文
91	特定接種	○ 特定接種における都道府県の協力内容についてお示し願いたい。	○ 特定接種にかかる都道府県に対して協力を求める事務としては、①登録事業者の登録、②接種体制の構築、③パンデミック発生時の特定接種の実施等に当たり、法第28条第3項の必要な書類の閲覧または資料の提供、同第4項の労務または施設の確保等が想定されているが、現時点では具体的な内容は定まっていない。	28条4項
92	特定接種	○ 厚生労働大臣が、特定接種、登録事業者の登録に関し、労務又は施設の確保等必要な協力を求めた場合に、協力を拒むことができる「正当な理由」とは、具体的にはどのような理由を想定しているのか。	○ 自らの医療の提供の業務、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務、又は地方公共団体の新型インフルエンザ等対策を実施するため、予防接種の実施場所や接種医師、受付等の人員の確保等について、応援に応じる余力がない場合など、求めに応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を想定している。	28条4項
93	特定接種	○ 厚生労働大臣が、特定接種、登録事業者の登録に関し、労務又は施設の確保等必要な協力を求めた場合、登録事業者、都道府県、市町村は、正当な理由がない限り拒否できないが、これは法定受託事務か。費用弁済はされるのか。	○ 法定受託事務である。特定接種(地方公務員に係るものを除く)に要する費用については、国が負担することとなっているが、集団的接種会場の無償提供など協力の範囲内で一定のご負担をいただくことはありうろと考えている。	28条4項
94	特定接種	○ 特定接種は、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種とみなすとのことであるが、当該事務は法定受託事務であるため、地方自治法第245の9条に基づき法定受託事務処理基準が、国からいつ、どのような内容で示される予定か。	○ 特定接種の実施方法(対象者の範囲、優先順位等を含む)については、政府行動計画、ガイドライン等でお示しする予定である。これらについては、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしており、正式には、法施行後(平成25年春以降)にお示しすることになると考えている。	28条6項
95	特定接種	○ 都道府県や市町村の行動計画を策定するにあたり、ワクチンの確保と円滑な供給について、スキームや手順を定めていただきたい。 ○ 特定接種に使用するワクチンは、国が確保していただけるか、都道府県又は市町村が独自に確保しなければならないのかご教示願いたい。法に基づく接種であるので、ワクチンについては国で準備をお願いしたい。 ○ 特定接種に必要なプレパンデミックワクチンは確保できているのか。あるいは、今後、これから確保できる見込みがたっているのか。	○ 今後検討の上、新型インフルエンザ対策ガイドライン等に反映させる予定である。 ○ 特定接種に使用するプレパンデミックワクチンは、現在、ベトナム株・インドネシア株を計1000万人分、アンフィ株を1000万人分、国家備蓄しているところであり、さらに1000万人分を製造・備蓄することとしている。	28条
96	特定接種	○ 特定接種であるプレパンデミックワクチンは、インフルエンザだけである。この法律は、感染症法に基づく新感染症も同様に対象としている。この場合は、プレパンデミックワクチンはないと思われるので、特定接種の実施もないと考えてよいか。	○ 新感染症については、発生前にはワクチンがないため、発生直後に特定接種を実施することは想定していないが、新感染症発生後、ワクチンが開発された場合に、医療関係者等に特定接種を実施する可能性はある。(状況に応じて判断することとなる)。	
97	特定接種	○ 特定接種完了前に、パンデミックワクチンが完成する場合も考えられるが、その場合、特定接種対象者に接種するワクチンはどちらになるのか(切替時の医師会との調整も非常に重要と考える)。	○ 特定接種完了前にパンデミックワクチンが接種可能になった場合には、特定接種に用いるワクチンをプレパンデミックワクチンからパンデミックワクチンに切り替えることが基本と考えるが、ワクチンの効果やワクチン流通等の事情を勘案し、状況に応じて判断することとなる。	46条

番号	項目	質問	回答	関連条文
98	停留施設の使用等	○ 検疫所長の指示に従わず、特定検疫港等に回航しない場合はどうするのか。(特定船舶等は、検疫所長指示に従う義務を負うのか)	○ 特定船舶等が入港しようとしている検疫港及び検疫飛行場では当該船舶等に対する検疫の実施が困難であると判断した為、検疫所長が回航を指示していることから、回航指示に従わない場合は、検疫法第4条「入港等の禁止」及び同法第5条「交通等の制限」の規定を適用する。(航空機の場合は燃料切れによる墜落を回避するため着陸は認める場合もある。)	29条4項
99	停留施設の使用等	○ 法第29条第5項の「正当な理由」とは、具体的に何か。	○ 施設・設備の状況により、他の停留者やその他の者(通院患者や一般宿泊者)に対して感染防御策を講ずることが困難な場合などが該当するものと考えている。	29条5項
100	停留施設の使用等	○ 検疫を適切に行うため必要な場合は、管理者の同意を得ずに特定病院等を使用できるとあるが、厚生労働大臣が特定検疫港等の周辺の区域を指定する際に、地元調整は行われないのか。	○ 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長は、停留施設として使用することが可能な条件の施設を有する管理者に対して、平時より新型インフルエンザ等感染症が発生した時のために、施設管理者の同意のもと停留施設の確保が可能となるよう停留施設の重要性を説明するとともに、厚労大臣が指定する区域の設定にあたって十分な調整を図っていく。	29条5項
101	医療等の実施要請	○ 「新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由」とは、臨床症状に加えPCR検査結果陽性も含まれるのか。	○ 新型インフルエンザ等の症例定義や確定診断方法等については、当該感染症が発生後速やかに厚生労働省が示すこととしている。	31条1項
102	医療等の実施要請	○ 医療の提供や特定接種の実施のため、医療関係者に要請及び指示をすることができるが、具体的に、どのような医療関係者(医療機関)の範囲に要請することを考えているのか。例えば、医師・看護師以外に受付事務、薬剤師、検査技師等や、医療法人も対象か。従事する業務の範囲はどうか。区域外の者や、現に業務に従事していない者も含まれるのか。 ○ 法第31条が適用される範囲について、例えば、 ・国内発生早期において、医療機関を限定して外来診療を行うこととしている場合 ・国内感染期において、全医療機関で外来診療を行うこととした場合 ・感染症法に基づき、第2種感染症指定医療機関に入院措置を行う場合は、法第31条が適用されるか。	○ 医療関係者の範囲や業務の範囲等については、今後設置される検討会議(仮称)で検討することとしている。	31条
103	医療等の実施要請	○ 医療関係者に対して要請する際に示す「その他の必要な事項」について、具体的にどのような事項を想定しているのか。	○ その他必要な事項とは、必要となる活動の種類などを想定している。	31条1項

番号	項目	質問	回答	関連条文
104	医療等の実施 要請・補償	<p>○ 医療関係者に対する損失補償については、要請又は指示に従って医療等を行った場合が対象となるが、要請なく新型コロナウイルス等の患者の治療に従事した場合の補償はどうなるのか。(国内で発生した時点で、要請を行う(通知等)形をとるのか。登録事業者であれば補償の範囲なのか)</p> <p>○ 第62条第2項では、第31条の要請や指示に従った医療関係者(医療機関)に実費弁償が行われるようになっているが、要請を受けていない医療機関が医療の提供を行っても実費弁償の対象にならないのであれば、全ての医療関係者(医療機関)に要請を行わなければ不公平が生じると思われる。</p>	<p>○ 法第62条第2項の実費弁償は、国又は都道府県が医療等の実施を要請等した場合に、要請等に係る業務の従事時間に応じた手当や旅費等の実費を弁償するものであるから、要請等を受けていない医療関係者は対象外である。 なお、都道府県により運用が異なることのないよう、要請等の対象となる医療関係者の範囲や業務の範囲等については、国において統一的な基準をお示しする予定である。</p>	31条 62条2項
105	医療等の実施 要請・補償	<p>○ 医療の実施の要請(指示)をした個々の医師、看護師のみ損害賠償の対象となるということか。行動計画や業務計画に基づき、入院患者の受入れを要請した医療機関において医療関係者が死亡等した場合は、損害補償の対象外という理解でよいか。</p> <p>○ 損害補償の対象が、「要請に応じ、又は…指示に従って…医療の提供を行う医療関係者」に限定されている。損害補償の対象外の医療関係者が、新型コロナウイルス患者に医療の提供を行ない、法第63条と同等の損害が発生した場合の損害補償については、どのように対応する考えなのか。</p>	<p>○ 法第63条第1項の損害補償は、法第31条に基づく要請等を受けた個々の医師等が対象であり、それ以外は対象外である。なお、政令において、公務災害や労災など他の法令等により同様の給付を受けた場合の併給調整規定を設ける予定である。また、都道府県により運用が異なることのないよう、要請等の対象となる医療関係者の範囲や業務の範囲等については、国において統一的な基準をお示しする予定である。</p>	31条 63条1項
106	医療等の実施 要請・補償	<p>○ 都道府県医師会を指定地方公共機関に指定した場合、都道府県医師会に所属する医師が新型コロナウイルスの診療によって、第63条に定める事由に該当したときは、損害賠償を受けることはできるのか。</p>	<p>○ 指定地方公共機関に所属する医師であっても、実際に法第31条に基づく要請等に従って医療を提供したものでなければ補償の対象外である。</p>	63条1項
107	医療等の実施 要請	<p>○ 「医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、」とあるが、正当な理由については、医師の不在などが考えられるが、ここで想定している正当な理由は具体的にどのようなものか。</p>	<p>○ 例えば、医師が新型コロナウイルス等に罹患したなど、医療関係者が医療等を行えないという客観的な事情がある場合を想定している。</p>	31条3項
108	医療等の実施 要請	<p>○ 「特に必要があると認めるときに限り…指示することができる」とあるが、「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にはどのようなときを指すのか。</p>	<p>○ 「特に必要があると認めるとき」とは、法第31条第1項の要請に応じた医療関係者をもってしてもなお、必要な医療等の実施が困難で国民の生命・健康の保護の確保が図れない場合を指す。</p>	31条3項
109	医療等の実施 要請	<p>○ 医療関係者に対する指示については、どの程度の強制力があるのか(法律上の義務が生じるのか)。指示を出した場合でも医療機関は拒否することができるのか。医療関係者が指示に従わない場合の対応はどうするのか。</p>	<p>○ 本法における「指示」は、一定の行為について方針、基準、手続き等を示して、それを実施させることをいい、指示を受けた側は、法的に指示事項について履行義務が生じるものである。 なお、罰則は設けないこととしているが、これは、強制的に行わせたとしても十分な効果が期待できず、かえって適切な医療の確保に支障を及ぼしかねないおそれがあるという側面もあると考えたためである。 法第31条の医療関係者に対する要請・指示については、第62条第2項の損失補償や法第63条の損害補償の規定とあわせて、医療関係者の必要な協力を得ようとするものである。</p>	31条3項

番号	項目	質問	回答	関連条文
110	医療等の実施要請	<p>○ 都道府県知事が医療関係者に医療等の実施を要請する際に危険が及ばないよう講じなければならない必要な措置とは、具体的にどのような措置を想定しているのか(特定接種の実施、PPEやパンデミックワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等の配布、施設整備等が考えられる)。具体的な措置についてガイドライン等で示されるのか。</p> <p>○ またこのような措置について、国庫補助とする予定があるのか、ご教示願いたい。</p>	<p>○ 医療関係者に対しては、マスク、ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うなどの十分な防御をする必要があると考えているため、それらに必要な措置をお願いすることになる。</p> <p>また、医療等の実施の要請に限らず、「都道府県は、医療機関における个人防护具等の備蓄に係る支援を行う」ことが、医療体制に関するガイドライン(平成21年2月17日)において明記されているところである。</p> <p>なお、これらの措置のうち、个人防护具に関しては現状でも国庫補助(保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金)の対象となっているところである。</p>	31条4項
111	医療等の実施要請等	<p>○ 法律の中に、医療機関と医師等医療関係者と類似の主体が出現する。医療機関については、指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者として、業務継続が求められることとなっている。一方、医療関係者については、都道府県が患者の医療等の要請や指示を行うことができる。</p> <p>○ これらの運用はあわせて行われるものなのかどうか、考え方を示してほしい。(指定(地方)公共機関に属する医師等に対して医療等の要請・指示を行うことになるのか。)</p>	<p>○ 指定(地方)公共機関、特定接種の登録事業者、法第31条の要請等の対象となる医療関係者の関係については、それぞれ別物である。医療従事者の要請は医療関係者個人に対して行われるものである。</p>	3条4項、5項 4条3項 31条1項、3項
112	医療等の確保	<p>○ 指定(地方)公共機関には、発生後の医療の継続が期待されているが、新型インフルエンザ患者の受入れ(入院)をお願いする医療機関については、あらかじめ、指定(地方)公共機関としての指定を受けて頂く必要があるのか。</p> <p>また、入院に関する考え方は、従来(初期は感染症指定医療機関へ～国内発生・まん延期等になれば重症患者を入院)と同じか。</p>	<p>○ 指定(地方)公共機関の指定に係る具体的な考え方については、今後お示しする予定である。</p> <p>○ 現時点では、入院に関する考え方について、変更の必要性はないと考えているが、今後、行動計画の検討状況を注視していただきたい。</p>	
113	医療等の確保	<p>○ 薬事法第4条に基づく「薬局」は、第47条の「医療機関」に含まれると解してよろしいか。</p>	<p>○ 第47条は指定(地方)公共機関に関する規定であり、指定(地方)公共機関の指定に係る具体的な考え方については今後検討することとしている。</p>	47条
114	医療等の確保	<p>○ 医療機関、医薬品等製造販売業者等が講じなければならないとされる「必要な措置」とは、具体的にはどのような措置を想定しているのか。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等感染防止策の徹底、その他の必要な体制整備等を想定している。</p>	47条
115	医療等の確保	<p>○ 医療機関、医薬品等製造販売業者等が講じなければならないとされる「必要な措置」と、第10条の備蓄資材との関係はどうなるのか。</p>	<p>○ 第10条は事前の備えとしての備蓄と整備を、第47条の医療機関、医薬品等製造販売業者等が講じなければならない必要な措置は、新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等感染防止策の徹底、その他の必要な体制整備等を想定している。</p>	10条 47条
116	医療等の確保	<p>○ 病院、診療所においては緊急事態において医療を確保するための必要な措置を講じなければならないとされているが、そのためには平時からの体制整備が不可欠である。どのような資機材をどれくらい整備すべきか、具体的な内容をお示しいただきたい。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等の発生時に各病院、診療所が担う役割によって準備すべき資機材は異なっており、現時点では、必要な資機材の種類や量を、国が提示する予定はない。</p> <p>都道府県における資機材の備蓄・保有状況、各医療機関の医療体制、流通在庫の状況等を踏まえて、国庫補助事業も活用して、医療提供体制の整備に努めていただきたい。</p>	47条

番号	項目	質問	回答	関連条文
117	医療等の確保	○ 重症者の入院施設の確保は困難であると考えているが、国は特別の方策を検討しているのか。	○ 現時点で考えられる方策は、行動計画や「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書(医療体制に関するガイドラインp29-45)」(平成24年1月31日厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議)等に示しているところであり、それらを参考に、各地域の医療提供体制の整備に努めていただきたい。	31条 47条
118	医療等の確保	○ 既存の医療施設の病床数等を変更する場合、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととされているが、その期間(医療の提供を行う期間)を6か月に限定している理由をご教示されたい。	○ 第48条第6項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態において既存の医療機関が緊急的に医療を提供しようとする場合に病床数等の変更手続の特例を定めたものであり、変更した状態が長期に渡るものである場合は、許可を受けるべきものと考えられることから、当該医療の提供を行う期間を六月以内に限っているところである。	48条6項
119	医療等の確保	○ 現行の政府行動計画(33ページ)において、都道府県は「公的医療機関等(国立病院機構、国立大学附属病院、日赤病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること」とされているが、国又は中央組織からも、改めて、都道府県の要請に協力するよう周知してほしい。	○ これまでも行動計画改定時などに、医師会や病院団体等に協力を求めてきたところであるが、ご意見を踏まえ、対応を検討してまいりたい。	
120	臨時医療施設	○ ここでいう「医療施設」とは、医療法上の「医療提供施設」を指しているのか。そうでないならば、具体的にはどの施設を指すのか。	○ 本法でいう臨時医療施設は、医療法上の医療提供施設のうち、病院又は診療所を想定している。ただし、医療法上の各種規制については、その一部を適用除外としている。	48条1項
121	臨時医療施設	○ 臨時の医療施設について、具体的にはどのような施設を想定しているのかお示しいただきたい。 ○ 臨時の医療施設として考えられる施設としては、まず病院の近隣にある公共施設(公民館、学校等)の使用を考えてよろしいか。 ○ 臨時の医療施設において提供する医療とは外来診療のみと考えてよいのか。 ○ 臨時の医療施設の設置基準は示されるのか。	○ 臨時の医療施設の具体例としては、平成21年2月17日付け新型インフルエンザ対策ガイドライン(p61-62)に示してきたところであるが、特措法に基づく臨時の医療施設のあり方については、今後、改めて専門家の意見を聴いて検討していく予定である。臨時の医療施設において提供する医療としては、入院も外来も想定される。なお、臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しないこととしており、地域に存在する施設については、幅広く活用することが可能となっている。	48条1項
122	臨時医療施設	○ 臨時の医療施設において、従事する医師等医療関係者の確保を国としてどのように考えているのかご教示いただきたい。	○ 現時点で考えられる医療提供体制整備のための方策は、行動計画や「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」(平成24年1月31日厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議)等に示しているところである。また、特措法では、医療関係者に対する要請・指示や、損害補償等の規定も設けられたところである。地域の医療資源等を踏まえて、各都道府県において医療関係団体等との協議等に努めていただきたい。	48条1項
123	臨時医療施設	○ 臨時医療施設での医療提供について、「特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。」とあるが、「事務の一部」とは、具体的にどのような事務をいうのか。	○ 施設運営に当たっての人員確保のための措置など施設運営に関することにあわせ、必要な権限(31条、49条、55条など。具体的には今後政令で判定)が含まれるもの。	48条2項

番号	項目	質問	回答	関連条文
124	緊急事態宣言	<p>○ 緊急事態宣言を行う場合の新型インフルエンザの病原性はどのくらいを想定しているのか。</p> <p>○ 本件の場合、強毒性と弱毒性で対応を異にした行動計画を策定しているが、「緊急事態宣言が出されたもの」＝「強毒性」と理解してよいのか。「緊急事態宣言を出す事案」は、具体的にどのような場合を想定しているのか。</p> <p>○ 緊急事態宣言をする場合の根拠があいまいである。ウイルスの病原性・感染性等科学的根拠を明確にすべき。また、宣言をしない場合(病原性が低い場合)どのように対応するのか。</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態に該当するか否かの判断は、何に基づき、どのような手順でなされるのかお示しいただきたい。</p>	<p>○ 緊急事態宣言は、 ①国内で発生した新型インフルエンザ等が、国民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがある場合であって、 ②当該新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合 に行うこととされており、これらの要件は、政令で定めることとなっている。</p> <p>具体的には、①については、 ・N5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが、病原性が高い新型インフルエンザウイルスに変異した場合 ・海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なる重症症例(多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症など)が多く見られる場合などが考えられる。</p> <p>また、②については、 ・確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合 などが考えられる。</p> <p>これらについては、今後設置される検討会議(仮称)において詳細を検討することとしている。</p> <p>また、政府としては、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示す行動計画を策定しているが、病原性が高い場合と低い場合で対応を異にした都道府県行動計画を策定する場合には、政府対策本部の基本的対処方針を踏まえ、適切な対応を講じていただきたい。</p> <p>なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、対策本部の設置、行動計画に基づく各種対策の実施をお願いしたい。</p>	32条1項
125	緊急事態宣言	<p>○ 緊急事態宣言の際に措置を実施すべき区域が都道府県単位となる場合、面積が広い都道府県については、2次医療圏域や市町村単位とするといった考慮がされるのか。</p> <p>○ 措置を実施すべき区域の設定については、都市部での人口の流動や予防接種の効果等を考慮して、柔軟に行われるべきではないか。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域については、最小単位として原則都道府県の区域を想定している。ただし、外出自粛要請や学校等の使用制限など、緊急事態下で実際に講じられる措置については、政府対策本部の基本的対処方針を踏まえ、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して決定されることとなる。</p>	32条1項2号
126	緊急事態宣言	<p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間について、「二年を超えてはならない」としているが、二年と規定された科学的根拠は何かご教示いただきたい。</p>	<p>○ 海外で新型インフルエンザが発生してから国内で発生するまで、どれだけの期間があるかにもよるが、新型インフルエンザが大多数の国民に免疫が獲得されて季節性インフルエンザになるまでに1～2年程度を要するとみられていることを踏まえ、二年と規定したものの。</p>	32条2項
127	緊急事態宣言	<p>○ 緊急事態解除宣言は、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とあるが、具体的にどのような状況を想定しているのか。</p>	<p>○ 国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得し、国民生活、国民経済の混乱が終息するなど、緊急事態の要件に該当しなくなった場合に緊急事態解除宣言を行うこととなるが、国内の状況を慎重に見極めつつ判断することになると考えている。</p>	32条5項

番号	項目	質問	回答	関連条文
128	緊急事態宣言	<p>○ 緊急事態宣言は、どの発生段階で宣言されるのか。(プレパンデミックワクチン接種より後か。大規模流行する時期より前か)</p> <p>○ 政府対策本部は、最初の緊急事態宣言後、「大規模流行」「終息」の宣言を行うのか。</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域については、感染拡大に伴い日々変更されることが想定されるが、この緊急事態とは行動計画上の地域発生段階とリンクするものと考えてよいか。</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が都道府県単位で定められた場合、都道府県単位の発生段階はどの段階を想定しているか。</p>	<p>○ 緊急事態宣言は、国内で発生した新型インフルエンザ等の病原性が高い等そのまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合に行われるものであり、国内発生早期(都道府県レベルでは地域未発生期のところもありうる)に行われることが想定される。なお、宣言後も感染の拡大・終息の状況については逐次情報発信がなされる。</p>	32条1項2号
129	緊急事態宣言	<p>○ 「新型インフルエンザ等」の定義については第2条第1号で規定されている。一方、第32条第1項(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)においても「新型インフルエンザ等」の意義を掲げ、「著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。」とあり、緊急事態措置時の適用ということでは第2条と意味合いが異なっているように思われる。第5章の第64条(医薬品等の譲渡等の特例)にある「新型インフルエンザ等」とは、第2条に規定する「新型インフルエンザ等」を適用するものと解釈してよいか。第5章以降も「新型インフルエンザ等」という用語は数多く出てくるため、第32条の「政令で定める要件に該当するものに限る」については、法の運用に混乱を招くことのないよう、また、政府行動計画、ガイドライン等との整合性を担保されるようお願いしたい。</p>	<p>○ 法第2条の「新型インフルエンザ等」は、本法における「新型インフルエンザ等」の定義を規定している。</p> <p>一方、法第32条は、法第2条の「新型インフルエンザ等」のうち一定の要件に該当する場合に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う旨を規定したものである。法第32条の緊急事態宣言が行われた場合に適用される条文については、「新型インフルエンザ等緊急事態において」「新型インフルエンザ等緊急事態措置のため」等明示しているところであり(法第45条、第46条等)、「新型インフルエンザ等緊急事態」と明示していない条文は、緊急事態が否かにかかわらず適用されるものである。</p>	32条1項64条
130	緊急事態宣言	<p>○ 政府対策本部長が緊急事態宣言時等に定める「新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項」とは、具体的にはどのような事項を想定しているのか。</p>	<p>○ 緊急事態宣言(又は期間の延長・区域の変更)時に定める法第18条第2項第3号の「新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要な事項」は、国内における医療の提供、外出自粛要請・学校等の使用制限等、住民に対する予防接種などの個別の対策について記載することを想定しているが、具体的にどのような内容を記載するかについては、発生した新型インフルエンザ等の状況等に応じて判断することとなる。</p>	32条6項
131	対策本部長の指示	<p>○ 総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合で、関係市町村などへ必要な指示をする状況はどのような場合を想定しているのか。</p> <p>○ 「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にはどのようなときを想定しているのか。また、行動計画等で具体的に示されるのか。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、現在の人の移動性の高さから、一の地方公共団体が措置を講じないことが、他の地方公共団体へのまん延拡大につながり、ひいては、国全体の社会的混乱を招くことにつながるおそれが高いことから、当該規定を設けたものであり、具体的にどのような場合に指示をするかについては、発生時の状況により判断されるものである。</p>	33条2項
132	特定都道府県知事による代行	<p>○ 特定都道府県知事による特定市町村の緊急事態措置代行について、想定される具体的な業務内容はどのようなものか。</p> <p>○ 市町村の業務に専門的知識を有しない都道府県が代行を行うのは困難と考えるが、どのようなことを想定しているのか。</p>	<p>○ 本第38条は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特定市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、その実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部について、特定都道府県知事に代行すべき義務を課したものであるが、具体的にどのような場合に指示をするかについては、発生時の状況により判断されるものである。</p>	38条2項

番号	項目	質問	回答	関連条文
133	特定都道府県知事による代行	○ 特定都道府県知事による代行について、「当該特定市町村長に代わって実施しなければならない」とあるが、この場合の「代わって」とは「代理」なのか、それとも「代執行」なのか。	○ 代執行のことである。したがって、都道府県知事権限の行使として行うものであるが、その効果は市町村長に帰属する。	38条2項
134	特定都道府県知事による代行	○ 特定市町村長から緊急事態措置の全部又は一部の実施要請があった場合、特定都道府県知事は何の審査もなくこれを実施しなければならないか(市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるのはだれか)。また、市町村長による安易な要請に対して都道府県知事が対抗する措置はないのか。	○ 「市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき」とは、例えば、市町村長や市町村の職員の多くが、新型インフルエンザ等になり患し、欠勤している場合など、市町村がその機能をほとんど果たせなくなったとき等を想定しており、都道府県知事がその状況に応じて判断することとなる。	38条2項
135	他の地方公共団体への応援要求	○ 他の都道府県知事等に対する応援の要求について、「特定都道府県の知事その他の執行機関」の「その他の執行機関」とは、具体的にはどのような機関を想定しているのか。	○ 教育委員会等の委員会を想定している。	39条1項
136	他の地方公共団体への応援要求	○ 他の地方公共団体の長等に対する応援の要求について、この場合の「他の市町村」とは、都道府県内のみを想定したものか。例えば、政令市が他の都道府県の政令市に応援を要求する場合はあるのではないか。	○ 「他の市町村」とは、必ずしも、応援を求め特定市町村と同一の都道府県内の市町村である必要はない。他の都道府県の市町村に応援を求めるとも可能である。	39条2項
137	他の地方公共団体への応援要求	○ 第39条で他の自治体に応援を求められることができるとされ、その業務に従事する者は応援を求めた自治体の長の指揮の下に行動するとあるが、その身分関係はどうなるのか。第42条、第43条は地方自治法上の派遣を規定しているが、これとの関係はどう考えるのか。	○ 法第39条第3項前段は、応援要求に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に従事する者は、応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものと定めている。この理由は、新型インフルエンザ等緊急事態措置は、統一かつ効果的に実施されなければならないことによるものである。同条第3項後段は、派遣された警察官は応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下に職権を行うものと定めている。これは、都道府県公安委員会の警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求について規定した警察法第60条が、派遣された警察官は援助の要求をした都道府県公安委員会の管理の下に職権を行うことができるものとしているからである。 なお、「派遣」は職員個人の有する技術・知識・経験等に着目し、原則長期にわたり、このため、派遣先の身分と併任することが好ましく、個人的に派遣先に分属するものであるのに対し、「応援」は労働力としての人員に着目し、短期であり、このため身分の異動は伴わず、応援隊が一体となって応援に行った先の指揮下に入るものである。また、地方公共団体相互間の職員の派遣については地方自治法に規定があるが、第42条、第43条は、国の職員を地方公共団体に派遣するために設けたものである。	39条
138	他の地方公共団体への応援要求	○ 他の地方公共団体の長等に応援を依頼し、応援を受けて派遣された職員が万が一防疫等実施時に事故があった場合に補償を行うのは、第44条に基づき準用された災害対策基本法第32条により、当該職員の身分が派遣を受けた都道府県又は市町村の職員であることから、補償を行うのも派遣を受けた都道府県又は市町村と解してよしいか。	○ 法第67条において、応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体が支弁することとしている。	39条 44条 67条

番号	項目	質問	回答	関連条文
139	他の地方公共団体への応援要求	○ 第40条における「応援」は人的応援のみを指すのか。応援と派遣の違いは何か。	○ 第40条の「応援」は人的応援を想定している。市町村が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置、すなわち住民に対する予防接種の実施については、第46条第5項に別途物資確保等の協力要請について規定。 なお、「派遣」は職員個人の有する技術・知識・経験等に着目し、原則長期にわたり、このため、派遣先の身分と併任することが好ましく、個人的に派遣先に分属するものであるのに対し、「応援」は労働力としての人員に着目し、短期であり、このため身分の異動は伴わず、応援隊が一体となって応援に行った先の指揮下に入るものである。	40条
140	他の地方公共団体への応援要求	○ 応援を拒むことができる「正当な理由」とは、具体的にはどのような理由を想定しているのか。	○ 正当な理由とは、当該都道府県自らの新型インフルエンザ等対策を実施するため応援に応ずるだけの余力がない場合等である。	40条
141	職員の派遣義務	○ 第43条において、「所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない」とあるが、地方公共団体においては、パニック状態が想定されるため派遣する余力はないと想定される。どのような考えか、ご教示願いたい。 ○ 他の自治体等から応援要請を受けても、業務継続計画に基づき人員を制限して業務を実施している中で、県から医師、保健師等を派遣する余力はないと考える。派遣が免除される「著しい支障」とはどのような場合を想定されているのか。	○ 「その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障」の範囲は、職員を派遣することで生じる派遣側の支障と、当該要請等に応えないことにより受入れ側である地方公共団体に生じる支障との比較により決まるものである。そのため、例えば、適任と認められる職員が、派遣側の機関自らの措置の実施に当たって必要不可欠であり、他に代替し得る職員が存在しない場合などに限られる。	43条
142	感染防止のための協力要請	○ 住民や学校等に対する協力要請は、具体的にどのような方法で行うこととなるのか。文書による個別要請となるのか。	○ これらの措置については、緊急性を要することから、必ずしも個別要請による必要はなく、都道府県知事による会見及び資料の配布、インターネットによる文書の掲示等でも差支えない。ただし、法第45条第3項に基づく指示を行う場合には、当該指示を受けた者がその指示の内容を履行しなければならない義務を負うこととなることから、文書や公報により個別に指示を行っていただきたい。	45条
143	感染防止のための協力要請	○ 特定都道府県知事が定める区域において、居宅等から外出しないこと等を要請する対象は、当該区域内の住民であると考えられるが、当該区域が都市部である場合、区域外や他県から流入する人々への対応はどうすればよいのか。 また、当該区域において発生する経済被害に、どのように対応すべきか。	○ 第45条第1項による外出自粛の要請については、必ずしも個別要請による必要はなく、都道府県知事による会見及び資料の配布、インターネットによる文書の掲示等でも差支えない。したがって、他地域の住民も含め広く周知されるような方法を工夫していただきたい。 また、 ・外出自粛要請は、多数の者が集まる機会をできるだけ少なくすることが、感染拡大防止に有効であるため実施するものであり、国民の生命・健康の保護の観点から講じられる措置であること ・新型インフルエンザ等緊急事態において、潜伏期間等を考慮して行われる一時的なものであること ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、国民の多くがその生活に影響を被り、何らかの制約を受けることになること などから、本法においては、第45条の措置に伴う経済被害等に対する公的な補償は行わないこととしている。なお、法第60条において、特別な金融の実施に関する政府関係金融機関等の努力義務規定を置いているところであり、必要に応じて特別な融資等の枠組みを活用いただきたい。	45条1項

番号	項目	質問	回答	関連条文
144	感染防止のための協力要請	○ 学校の使用制限・停止の要請は、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」に所在する全ての学校に一律に行われるのか。一律に行われない場合、対象となる学校の選定はどのようにされるのか。	○ 患者の発生状況や地域の社会的なつながり等を勘案して行っていただきたい。なお、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で方針を示す予定。	45条2項
145	感染防止のための協力要請	○ 市町村長は、規制の「指示」はできなくても、「要請」はできると解釈してよいか。 ○ 小、中学校、保育園は市町村立であるが、休業の要請、指示は知事しかできないのか。発生早期にある地域を限定して制限をかける時など、市町村との役割分担、知事から市町村長へ権限の委譲は可能か。	○ 本法では、協力を要請する主体を都道府県とすることで、実施者を明確にするとともに、新型インフルエンザ等の極めて強い感染力や興行場等に集まる人の広域性などを勘案した広域的な対応が可能となるようにしている。市町村長が任意の要請を行うことまで妨げるものではないが、その場合であっても、政府対策本部の基本的対処方針、都道府県が実施する新型インフルエンザ等対策と齟齬のないように十分県と市町村で調整していただきたい。 市町村立の施設についても、都道府県知事が判断し、当該市町村に要請していただくことが基本と考えているが、地方公共団体のご意見を踏まえ、検討したい。	45条2項
146	感染防止のための協力要請	○ 私立幼稚園に対する休業要請は、法第45条第2項と併せて、法第24条第9項に基づき実施することになるのか。	○ 法第24条第9項は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かにかかわらず、公私の団体又は個人に対し、一般的な協力要請を行うことができる旨を規定したものであり、法第45条第2項に基づく私立幼稚園に対する休業要請は、法第24条第9項と併せて行う必要はない。	24条9項 45条2項
147	感染防止のための協力要請	○ 「正当な理由」「必要があると認めるとき」とは、具体的にどのような場合か。	○ 「正当な理由」については、例えば、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要な会議を開催する場合等が想定される。「必要があると認めるとき」については、病原性の高い新型インフルエンザ等が国内発生した場合において、そのまん延を防止しなければ、患者の発生した地域が社会的混乱を生じる懸念がある状況を想定している。	45条3項
148	感染防止のための協力要請	○ 医療従事者の児童を預かる学童保育や保育園の取扱いに、特例等を考えているか。	○ 今年1月にとりまとめられた厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の意見書では、事業者が新型インフルエンザの発生に備えた業務継続計画を策定する際には、学校や保育施設等の臨時休業による保護者の欠勤についても見込むことが求められるとしている。一方、医療の提供など社会機能維持等のため、どうしても乳幼児等に付き添えない保護者もいることから、 ・ 可能な範囲で、ファミリー・サポート・センター事業等を活用すること ・ 医療従事者や社会機能維持事業者の事業所内保育事業については、臨時休業の例外として対応すること ・ 感染拡大防止策そのものの効果が減弱する可能性も十分に考慮した上で、一部保育施設の部分的開所についても認めること などの例が示されており、こうした意見書の内容も踏まえ、必要な対応を今後、検討したい。	45条2項

番号	項目	質問	回答	関連条文
149	感染防止のための協力要請	<p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態において、特定都道府県知事は興行場等に対して使用又は開催の制限若しくは停止の要請、指示が可能となっているが、要請、指示を行った場合の損失補償等の考え方についてご教示願いたい。</p> <p>○ 施設管理者等が指示に従ったことにより生じた損失に対して、特定都道府県知事は補償しなければならないか。補償した場合、その負担は全額都道府県が負うのか。</p> <p>○ 集会の休止命令に対する知事の賠償責任はないと解釈してよいか。</p>	<p>○ 施設の使用制限等の要請は、多数の者が集まる機会をできるだけ少なくすることが、感染拡大防止に有効であるため実施するものであり、国民の生命・健康の保護の観点から講じられる措置であること</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態において、潜伏期間等を考慮して行われるものであり、発生初期の1～2週間程度の実施を想定しているなど、その期間は一時的であること</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国民の多くがその生活に影響を被り、何らかの制約を受けることとなるため、施設の使用制限等は、事業活動に内在する社会的制約であると考えられること</p> <p>○ などから、本法においては、第45条の措置に伴う経済損失等に対する公的な補償は行わないこととしている。なお、法第60条において、特別な金融の実施に関する政府関係金融機関等の努力義務規定を置いているところであり、必要に応じて特別な融資等の枠組みを活用いたしたい。</p>	45条2項、3項
150	感染防止のための協力要請	<p>○ 本人が罹患した場合、同居者(濃厚接触者)が罹患した場合の出勤停止は命令か自粛要請か、基準等は作成されるか。この場合の判断は雇用主が行うと解釈してよいか。</p> <p>○ 従業員、非正規雇用職員、委託事業者への休業補償について、雇用主あるいは契約者の負担の範囲の基準等は作成されるか。</p>	<p>○ ご指摘の個人に対する出勤停止等の要請等については、感染症法に定める措置を除き、政府行動計画又はガイドラインに基づき、雇用主の判断により行われるものと考えている。</p> <p>○ 従業員等に対する雇用主の休業補償について、何らかの基準を作成する予定はない。</p>	45条
151	感染防止のための協力要請	<p>○ 法第45条第2項の集会制限(行動制限)は、例えば、乳幼児健診(BCG予防接種)に及ぶことがあるか。その場合、BCGの法定接種期間を延長する等の措置はあるか。</p>	<p>○ 実施主体である市町村の判断により、病原性等によっては、乳幼児健診(BCG予防接種)等の延期等を行うこともあると考えている。</p> <p>○ BCGの法定接種期間については、国が状況に応じて判断していくことになる。</p>	45条2項
152	感染防止のための協力要請	<p>○ 施設使用制限等の対象となる施設管理者である、学校、社会福祉施設、興行場の全国団体等に対し、この法律の趣旨をいつ、どのような形で周知を図られる予定かご教示願いたい。</p>	<p>○ 学校、社会福祉施設、興行場の全国団体等に対する説明等について、その主体(所管省庁等)、方法(説明会、リーフレット、通知等)については、現段階では決めていないが、いずれにしても何らかの形で周知を図っていきたいと考えている。</p>	45条2項
153	住民に対する予防接種	<p>○ 住民に対する予防接種について、どのような考え方で、対象者、優先順位及び期間を定めるのか。</p>	<p>○ 「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」(平成24年1月31日厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議)のパンデミックワクチンの接種順位等に関する基本的考え方(※)を参考に、検討する予定。</p> <p>(※) (a)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方 (b)我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方 (c)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方</p>	46条
154	住民に対する予防接種	<p>○ 住民への予防接種実施に当たり、実施方法を具体的に検討する必要があるが、どのように考えているか(対象者の管理、対象者への通知・勧奨方法、ワクチンの受領方法、接種方法(個別・集団)、接種の管理方法、学校等の利用等集団接種の場所等)。これらについても、政府対策本部が方針を定めるのか。</p>	<p>○ 今後、ガイドラインを改定する際に検討していく予定。</p>	46条

番号	項目	質問	回答	関連条文
155	住民に対する 予防接種	<p>○ 実施場所については、市町村の裁量により定めてよいか。(人口、地理的条件が異なる)</p> <p>(1)医療機関以外の場所(メリット:非感染者と感染者を近づけない) この場合、巡回診療あるいは往診の取り扱いについて医療法上何らかの特例的対応を想定しているか。あるいは、現行法令上も問題なくできるか。(今後、訓練等行う上で踏まえておきたい)</p> <p>(2)医療機関(メリット:医療資器材、医療廃棄物管理等の環境整備/感染予防策は、院内の動線分離等に対応)</p> <p>○ また、流行のどの発生段階で接種を行えるかにより、段階毎に接種医の確保や接種方法(場所、時期等)を検討する必要もあると考える。</p>	<p>○ 実施場所については、実施主体である市町村が定めるもの。今後ガイドラインを改定する際に枠組みを示していくので、それを踏まえて、市町村において対応されたい。</p>	46条
156	住民に対する 予防接種	<p>○ 緊急事態における住民に対する予防接種については、基本的対処方針を変更し、対象者及び期間を定めて行うとされているが、この場合の「対象者」は、緊急事態宣言が行われた区域内の者に限られるのか、それとも区域外の者も含まれるのか。</p>	<p>○ 第32条第1項により、緊急事態措置を実施すべき区域を公示することになっているが、住民に対する予防接種については、その対象から除外されており、緊急事態宣言がなされた区域にかかわらず実施することとなる。</p>	46条1項
157	住民に対する 予防接種	<p>○ 市町村長は、国及び都道府県に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができるかとあるが、その具体的内容如何。費用弁済はあるのか。</p>	<p>○ 会場確保、関係団体の調整等の後方支援が想定される。 事業に要する費用は、実施主体である市町村が支弁することになる。</p>	46条5項
158	住民に対する 予防接種	<p>○ 住民に対する予防接種に係る接種費用については、2009年と同様に単価等が示されるのか。</p>	<p>○ 住民に対する予防接種に係る接種費用については、国庫負担措置があることから、2009年と同様、国から地方公共団体に対する国庫負担の基準単価をお示しすることになると考えているが、2009年と異なり原則集団的接種となることから、今後の方針については改めて検討することとする。</p>	46条
159	特定接種 住民に対する 予防接種	<p>○ 特定接種及び住民に対する予防接種の健康被害対応の具体的な手順についてご教示いただきたい。</p>	<p>○ 具体的な手順については、通知等でお示しすることになるが、現時点では、厚生労働大臣が行う特定接種については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済救済制度、住民に対する予防接種については、定期の予防接種の健康被害救済制度の手続きと同内容を想定している。</p>	28条 46条
160	消防法の特例	<p>○ 消防法の特例により消防法を適用しない場合、特定都道府県知事が定める基準、請じる必要な措置とは具体的にどのようなものか。総務省消防庁から基準が定められるのか。あくまで危機時の特例措置であり、火災予防条例等の改正は必要ないと考えてよいか。</p>	<p>○ 基準、措置については、今後、関係省庁が協力し、政府としてガイドライン等でお示しする予定である。 なお、消防法17条2項は適用除外になるものであり、これに代わる措置について、条例改正の必要はない。</p>	48条3項
161	土地等の使用	<p>○ 「正当な理由」「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にどのような場合か。</p>	<p>○ 「正当な理由」とは、それに応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合に限られ、具体的には対象となる家屋が老朽化等により使用に適さない場合(不能)や当該家屋において住民に対する予防接種を実施するなど他に使用することが決まっている場合(競合)等が該当する。 「特に必要があると認めるとき」とは、他に臨時の医療施設等を開設するために必要な土地がない等の場合が該当する。</p>	49条2項

番号	項目	質問	回答	関連条文
162	土地等の使用	○ 特定都道府県知事が、土地等の所有者又は占有者の同意なしで、土地等を使用する場合、使用後に原状回復まで行うことが必要か。	○ 土地等を使用する際に、所有者と個別に協議したうえで、原状回復まで行う必要があるかどうか決めることになると考えている。	49条2項
163	緊急物資の運送	○ 「新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材」とは、具体的にはどのような物資や資材を想定しているのか。行政備蓄薬、資材の放出も含むのか。	○ 第10条に基づき国、都道府県が備蓄しているものや他法(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号))に基づき備蓄しているものが考えられ、さらには第55条に基づき売渡し要請を行った物資等も含まれる。	54条1項
164	緊急物資の運送	○ 「正当な理由」「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にどのような場合か。	○ 「正当な理由」とは、求めに応ずることが困難な客観的事情がある場合に限られるものであり、具体的には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事から既に緊急物資の運送を求められており対応が困難な場合等が該当する。また、安全でない状況にある場合についても「正当な理由」に当たるが、安全が確保されているかどうかは、諸般の事情を考慮して客観的に判断されるものである。「特に必要があると認めるとき」とは、運送の指示を行うことが、新型インフルエンザ等緊急事態措置のために必要不可欠であり、かつ、他に代替手段がない場合がこれに該当する。	54条3項
165	物資売渡し要請	○ 新型インフルエンザ対策において、地方衛生研究所におけるインフルエンザの発生動向調査、病原体検査のための、検査用試薬や消耗品の確保は重要である。これらの試薬、消耗品の安定的な確保及び流通の維持は、本法律で対応可能なのか。通常これらの試薬及び消耗品は、医療用器具、医薬品とは異なるものであるが、第55条に規定されている「特定物資」に該当すると考えてよいか。	○ ご指摘のあった試薬等については、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資に該当するものと考えているが、特定物資の対象となる物については、今後、検討していく予定である。	55条1項
166	物資売渡し要請	○ 「正当な理由」「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にどのような場合か。	○ 「正当な理由」とは、緊急物資の売渡しの要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合に限られ、具体例としては、新型インフルエンザ等発生による経済活動の停滞により当該特定物資が使用に耐えなくなっている場合(不能)や、売渡しの対象となる当該非常物資が既に他の都道府県知事による要請・取用・保管命令の対象となっている場合(競合)が該当する。「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要がある」とは、対象となる特定物資が新型インフルエンザ等緊急事態措置のため必要不可欠であって、かつ、他に代替手段がない場合がこれに該当する。	55条2項
167	権利利益の保全	○ 第57条は、他法の読み替え規定となっているが、延長対象の制度を列挙し、都道府県、市町村の業務の取扱いの変更内容を、具体的にご教示願いたい。これにより、都や市町村の各制度の業務手順の変更を検討する必要がある。	○ 対象となる制度については、発生時の状況に応じて、発生時に政令により判断するものである。「読み替えの条文」「東日本大震災についての政令」の例を参照(別紙)。	57条
168	権利利益の保全	○ 保全の対象となる「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」とは、新型インフルエンザ等の患者や特定区域の住民が該当するのか。	○ 「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」の範囲は、新型インフルエンザ等により直接身体、財産等に損害を受けた者・法人だけではなく、例えば、新型インフルエンザ等のまん延による欠勤者の増大による交通機関等、あるいは行政機関の機能の一部不全等により必要な手続きが取れない者や、直接被害を受けた会社を主要な取引先とする会社等の間接被害者も含まれることとなる。	57条

番号	項目	質問	回答	関連条文
169	生活関連物資の価格の安定	<p>○ 「国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足」とは具体的に何か。</p> <p>○ 行動計画への盛り込み方如何。</p> <p>○ 「その他適切な措置」とは具体的に何か。</p>	<p>○ 「国民生活との関連性が高い物資若しくは役務」とは、食料品やガゼなどの衛生用品等の物資や輸送サービスなどの役務など国民生活に関連性の高い物資及び役務をいう。</p> <p>「国民経済上重要な物資若しくは役務」とは、国民経済におけるウェイト、使用範囲の広さ等から見て重要な物資又は役務をいい、一般的には、燃料や輸送サービスなど生産活動における基幹的な物資及び役務等が該当する。</p> <p>「その他適切な措置」としては、国民に対する情報提供などを想定している。</p> <p>行動計画にどの程度盛り込むかについては、今後検討する。</p>	59条
170	生活関連物資の価格の安定	<p>○ 「その他法令」とは、具体的には何を指すのか。</p>	<p>○ 「その他法令の規定に基づく措置」とは、「石油需給適正化法」に基づく内閣による供給目標の決定、政令による使用の制限、経済産業大臣による保有、売渡しの指示等や、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく農林水産大臣による米穀供給目標の決定、農林水産大臣による譲渡、移動、保管、数量、価格、売渡しの命令などがある。</p>	59条
171	生活関連物資の価格の安定	<p>○ 生活関連物資の価格の安定は、どのような流れで行うのか。市町村単独では対応できないので、国、都道府県、市町村の連携や役割分担等を踏まえて示していただきたい。</p>	<p>○ 「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」「国民生活安定緊急措置法」「物価統制令」「石油需給適正化法」「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」などの法律に基づき措置を講じることを想定しているため、各々の法律に基づく流れ、役割分担等に応じた措置を講じることとなる。</p>	59条
172	医薬品等の譲渡特例	<p>○ 医薬品その他の物資の譲渡等について、「その他の物資」とは、誰が保有しているどのような物資を想定し、またそれらを誰に対し、どのような方法で譲渡、貸し付け又は使用させることを想定しているのか例示していただきたい。</p> <p>○ 医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡、貸し付けする対象は、自治体又は医療機関になるのか。</p>	<p>○ 医薬品等とは、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を想定しており、新型インフルエンザが発生した場合には、必要に応じて、自治体へ譲渡することを想定しているところであるが、具体的な譲渡等の方法については、今後、厚生労働省令で決めていくこととしている。</p>	64条
173	医薬品等の譲渡特例	<p>○ 医薬品その他の物資の譲渡等について、国が備蓄している医薬品等物資以外に、民間が所有している医薬品等物資を国(厚生労働大臣)が無償・低価で譲渡、貸し付け又は使用させることを想定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>○ 民間が所有している医薬品等物資を、国が無償低価で譲渡、貸し付け又は使用することは想定していない。</p>	64条
174	財政措置(備蓄)	<p>○ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄・整備にかかる財政措置はどのような形でなされるのか。現時点で想定されている、国から地方公共団体への財政措置の具体的な内容についてご教示願いたい。その財源は第70条の規定により手当されると考えてよいか。</p> <p>○ 医薬品その他物資等を備蓄・整備等しなければならない、と義務付けている一方で、財政的支援が規定されていないのはなぜか。</p>	<p>○ プレパンドミックワクチンについては国が備蓄、また、抗インフルエンザウイルス薬については国と都道府県の役割分担の下で備蓄するという方針には変わりがないが、それ以外の物資及び資材については、各行政主体、指定(地方)公共機関の判断・責任の下に必要な物資等を備蓄していただくこととなる。</p> <p>法第70条については、発生時の状況を踏まえて必要な財政上の措置を講じることとしており、現時点において想定される財政措置をお答えすることはできない。</p>	10条 70条

番号	項目	質問	回答	関連条文
175	財政措置(備蓄)	○ 指定(地方)公共機関が第10条の規定に基づき支弁した費用については、第65条の規定により、指定(地方)公共機関自ら支弁すると解してよろしいか。	○ 貴見のとおりである。	10条 65条
176	財政措置(抗インフルエンザ薬)	○ 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル、リレンザ)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、国の定めた備蓄目標量(国民の45%)に変更はないか。 ○ 今後有効期限が到来するにあたり、更新費用や廃棄費用について国からの支援策はあるか。従来の購入分と同様に、地方財政措置が行われるのか。 ○ 今後、市町村や指定(地方)公共機関がその計画に基づき抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等をはじめることとした場合、国の予算措置の対象となるのか。 ○ 抗インフルエンザウイルス薬の有効利用について検討しているか。	○ 国の定めた備蓄目標量(国民の45%)については、新型インフルエンザ対策行動計画の改定作業の中で、検討してまいりたい。 地方自治体が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の更新に係る支援については、今後、検討していくこととしている。 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、既に国の定めた備蓄目標量に達していることから、市町村等での備蓄を、新たに国庫補助の対象とすることは考えていない。 国、都道府県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、新型インフルエンザ対策以外には使用できないという条件で、通常の価格よりも安価に購入していることから有効利用は困難と考えている。	
177	財政措置(医療)	○ 医療機関における院内感染対策のための整備費用や、院内感染対策のために空床とした場合の損失額について、国から補助等はあるか。また、その補助を受ける場合の条件はあるか(例えば、指定(地方)公共機関に指定されていること等)。	○ 医療機関における院内感染対策のための整備費用については、感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関を対象とした保健衛生施設等施設整備整備補助金を活用することが可能である。 院内感染対策のために空床とした場合の損失額については、感染症指定医療機関を対象とした感染症指定医療機関運営費を活用することが可能である。	
178	財政措置(医療)	○ 緊急事態に迅速に対応するためには、あらかじめ臨時的医療施設の設置について準備しておく必要があると考えるが、準備に要する費用等について財源措置はあるのか。	○ 臨時的医療施設の準備に要する費用等に対して、平時から財源措置することは考えていないが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、法第48条に基づき開設された臨時的医療施設に係る費用については、法第69条に基づき国が一部を負担するほか、新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用については、法第70条に基づき必要な財政上の措置を講ずることとしている。	48条2項
179	財政措置(予防接種)	○ 市町村長が実施主体となる住民に対する予防接種について、市町村長の求めに応じて知事が医療関係者に従事要請を行った場合には、措置の実施に責任を有する市町村長が費用の支弁をするのか、要請を行った知事が実費について弁償することになるのか。	○ 措置の実施に責任を有する市町村長が費用の支弁を行うこととなる。	31条2項、5項 46条 65条
180	財政措置(損失補償)	○ 実費を弁償するとあるが、損失補償の対象となる具体的な内容は何か。日当や時間外手当のようなものになるのか。	○ 今後政令で規定することとなるが、日当、時間外手当のようなものを想定している。	62条2項
181	財政措置(損害補償)	○ 損害補償については、医療の提供を行った医療関係者(第31条第1項及び第3項)は対象となっており、特定接種を行った医療関係者(第31条第2項)は対象となっていないが、これらの違いはどのような考え方によるものなのか。	○ 医療の提供を行う医療関係者は、患者及び疑い患者と直接接することとなるが、特定接種の対象は健康な者であるため、その感染の危険度の違いによるものである。	63条1項

番号	項目	質問	回答	関連条文
182	財政措置(緊急物資の運送)	○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材の運送を要請した場合(第54条第1項)、また、必要な医薬品又は医療機器の配送を要請した場合(同条第2項)、それに要する費用は、第65条の規定により要請をした指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定都道府県知事が支弁すると解してよろしいか。	○ 運送の要請・指示には運送契約を締結することも含まれる。このため、「実施に責任を有する者」は、要請・指示をする側及び受けた側であることから、両者が、実施に要する費用を支弁する義務を負うこととなる。 指定(地方)公共機関は、運送という業務を新型インフルエンザ等緊急事態措置として実施するに当たり、運送に関して要する費用(人件費、光熱水料等)を支弁することとなるが、当該費用は、運送契約に基づき要請・指示をした側によって支払われる対価(運賃)によってまかなわれることとなるものと考えられる。	54条
183	財政措置	○ 都道府県の要請・指示に従って医療等を行う医療関係者に対し、実費弁償を行うこととなっている。また、都道府県の要請・指示に従って医療を行う医療関係者が死亡等した場合、損害補償をすることとなっているが、その費用について、災害救助法等のように予め基金を設置しておくこととなるのか。	○ 実費補償や損害補償に要する費用の基金の設置については、考えていない。	62条2項 63条1項
184	財政措置	○ 国際港・空港を擁する都道府県への財政的配慮はあるのか。 (特定病院等を強制使用した場合の補償については、国と都道府県が負担)	○ 停留施設の運用については、全額国費で実施するものであり、地方負担は生じないものと認識している。	29条5項
185	財政措置	○ 特定市町村の要請により特定都道府県知事が措置を代行した場合に、なぜ、特定都道府県知事が特定市町村の事務を代行する前の費用まで支弁しなければならないのか。 ○ 特定都道府県が特定市町村の事務を代行した場合の経費の支弁について、国は補填するの(国も責任を負うべき)。	○ 特定都道府県知事が代行する市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置、すなわち、住民に対する予防接種については、予防接種法上の国の負担割合を引き上げたほか、地方の財政力に応じたかさ上げの負担も盛り込んでいるところ。	38条2項 66条
186	財政措置	○ 地方公共団体が支弁する費用に対する、国の必要な財政上の措置とは具体的に何か。現時点で想定されている、国から地方公共団体への財政措置の具体的な内容についてご教示願いたい。また、その方法は。	○ 発生時の状況を踏まえて必要な財政上の措置を講じることとしており、現時点において想定される財政措置をお答えすることはできない。	70条
187	その他(情報共有)	○ 厚生労働大臣や都道府県知事の権限で措置がとられる場合の市町村との調整・情報共有はどのようにされるのか。 また、緊急事態宣言がなされた後、国からの情報は一元化されて都道府県や市町村に提供されるのか。あるいは各省庁から個別に提供されるのか。	○ 政府対策本部及び都道府県対策本部の所掌事務に「総合的な推進」を、また、政府対策本部長及び都道府県対策本部長の権限に「総合調整」を規定しており、適宜、国と都道府県、都道府県と市町村の間での調整・情報共有を図ることとなる。 ○ また、国からの情報については、その基本的な事項等については原則として政府対策本部から発信され、各省庁の所掌に係る事項については、各省庁から個別に提供されることが基本であると考えられるが、いずれにせよ、政府対策本部の基本的対処方針を踏まえ、相互に適切な連携をもって対応していきたいと考えている。	
188	その他(行政処分)	○ 施設の使用制限、土地使用、緊急物資の運送、物資の売渡しにおいて、要請に応じないとき、同意を得られないときに、指示や土地使用、物資収用を行うことができるが、これらは、行政手続上の不利益処分にあたるのか。行政不服審査法や行政訴訟の対象となるか。(国の責任において明確なガイドライン等を作成していただけるのか)。	○ 行政庁の処分にあたり、行政不服審査法や行政事件訴訟法の対象となる。 なお、これらの権利利益救済の手続きに関するガイドライン等の作成については今後検討する。	45条3項 49条2項 54条3項 55条2項

番号	項目	質問	回答	関連条文
189	その他 (書面交付)	○ 医療等の実施の指示、緊急物資の運送の指示については、「前二項の事項を書面で示さなければならない」とあるが、これ以外の項目を指示する場合には、必要な事項を書面で示さないことができるのか。できるとすれば、どのような場合を想定しているのか。また、指示を書面で行う必要がある場合とそうでない場合の区分は何か。	○ 指示事項の確実な伝達の観点から、指示は書面によることが望ましい。 この法律において、「書面で示さなければならない」と規定しているものは、書面における絶対的記載事項が存在する場合に、法律事項として規定しているもの。	31条3項 54条3項
190	その他 (要請・指示)	○ 医療の実施、施設使用制限、緊急物資の運送等について、都道府県の「要請」に従わなかった場合に、特に必要があると認めるときに限り「指示」できるとあるが、罰則規定がない中、「指示」と「要請」との実質的な違いはどこにあるのか。どのようにしてその実効性を確保するのか。 ○ 法律上、「指示」の法的効果及びその担保について問う。	○ 「要請」とは、一定の行為について相手方に好意的な処理を期待するものであり、要請を受けた側は法的に要請事項について履行すべき立場に立たされるものではないが、「指示」は、一定の行為について方針、基準、手続き等を示して、それを実施させることをいい、指示を受けた側は、法的に指示事項について履行義務が生じるものである。 なお、罰則は設けないこととしているが、これは、強制的に行かせたとしても十分な効果が期待できず、かえって適切な対策の実施に支障を及ぼしかねないおそれがあるという側面もあると考えられることから、罰則規定は置いていないもの。なお、民事上の損害賠償の対象になる可能性がある。	
191	その他 (公表)	○ 法律上、「公表」の方法は各自自治体その他主体ごとに規定できるのか。	○ 貴見のとおりである。 「公表」とは、一般国民若しくは一定地域の住民又は少なくとも不特定多数の人々が知ることのできるように、一定の事項を公表することであり、その手法は公報への掲載に限らず、新聞への掲載、インターネットへの掲載等でも差支えない。	
192	その他(大都市特例)	○ 新たな政府行動計画においては、保健所設置市・特別区の役割はどのような考え方になるのか。 ○ 今後、都道府県から保健所設置市・特別区へ、どの程度権限委譲等がされるのか、されないのか。されたとしたら、いつ頃明確になるのか。 (特措法では、保健所設置の有無に関わらず、都道府県と市町村で機能が明確に分けられているが、現行の政府行動計画では、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、保健所設置市及び特別区は都道府県に準じた役割を果たすこととされている。) ○ 政令市・中核市が独自に担うべき役割があれば、ご教示されたい。	○ この法律においては、都道府県の区域内における対策の総合的な推進、この法律に基づく対策の実施主体を、広域自治体である都道府県に一元化した。これらについては、今後、政令において権限移譲する予定はない。 一方、新型インフルエンザ等が発生した場合には、この法律、感染症法、検疫法等の法律が相まって対策を講じることとなるが、感染症法等の既存法における保健所設置市等への権限移譲は従来通りである。 なお、行動計画において、これらの関係を整理する予定。	73条
193	その他(地域封じ込め)	○ 地域限定の感染に対する「地域の封じ込め」措置について、法律上特段規定されていないが、行動計画で位置づけるのか。	○ 現時点においては、基本的には現行の行動計画の記載を維持する予定。なお、法第6条第2項第2号ハにおいて、新型インフルエンザ等が国内で初めて発生した場合の現地対策本部の設置について規定している。	
194	その他(まん延防止措置)	○ まん延防止に関する措置について、本法律と感染症法のどちらの規定に基づく措置を実施すべきか伺いたい。新感染症発生など緊急事態において、特措法の規定では、例えば地域封鎖のような強力な対応は実施できない。	○ 発生段階に応じて、感染症法に基づく入院勧告等の措置及び特措法に基づく外出時要請等の措置を実施することとなるため、どちらか一方を実施するものではなく、両方を実施することもあり得る。	

番号	項目	質問	回答	関連条文
195	その他(ワクチン)	○ プレパデミックワクチン及びパンデミックワクチンの現時点での生産、供給見込みをお示し願いたい。	<p>○ プレパデミックワクチン 危機管理上の観点から、新型インフルエンザ専門家の意見を踏まえ、毎年異なる株でワクチン原液を追加備蓄(約1,000万人分)しているところであり、新型インフルエンザ発生時には、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、ワクチン原液の製剤化をワクチン製造会社に要請することとなる。 なお、本年度、新型インフルエンザ発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量を予め製剤化した形で備蓄する予定である。</p> <p>○ パンデミックワクチン 新型インフルエンザ発生後、ワクチンの製造株及び鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するようワクチン製造会社に要請することとしている。また、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう要請することとなる。 なお、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のパンデミックワクチン生産期間を約半年に短縮することを目的として、細胞培養法の開発がワクチン製造事業者において進められているところである。</p>	
196	その他(ワクチン)	○ 新型インフルエンザワクチンの生産期間を短縮するため、細胞培養法によるワクチンの開発に関する研究が進められているが、その進捗状況についてご教示いただきたい。	<p>○ 細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチン生産期間を約半年に短縮することを目的として、平成21年度補正予算において、「新型インフルエンザワクチン開発 生産体制整備臨時特例交付金」(合計1,190億円)を措置し、本交付金による基金を造成した。平成22年度に1次事業として基礎研究実験用生産施設整備等を実施し、平成23年8月には、2次事業の採択を行った。2次事業は、平成24年度までに、ワクチン生産のための実生産施設の構築治験の実施等を行い、平成25年度中の実用化を目指すこととしている。</p>	
197	その他(帰国者・接触者外来)	○ 政府行動計画(平成23年9月20日)では、「帰国者・接触者外来」は、都道府県が設置することとなっているが、市町村に設置を求められることは今後ないか。	<p>○ 法第7条第2項において、「医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置」については、都道府県行動計画において定めることとされている。市町村が設置する場合には、都道府県の計画にもとづき設置することになる。</p>	
198	その他(情報提供)	○ 住民への病原性、感染予防策に関する情報提供が重要であるので、国において、都道府県に対し、情報提供していただきたい。その上で、住民からの相談についての国、都道府県と市町村の役割分担、体制整備はどのように考えているか。	<p>○ 行動計画やガイドラインに定めているように、国においても国民の相談に応じるため、コールセンターの設置を行うが、都道府県、市町村においてもコールセンターを設置いただくことが必要と考えている。 特に住民からの相談受付等については、最も住民に近い行政主体である市町村において中心的な役割を担っていただくことを想定。</p>	
199	その他(救急)	○ 現行の政府行動計画(33ページ)において、「最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)」とされているが、消防庁通知(平成11年8月25日消防救第201号)により、救急車は新型インフルエンザ患者を搬送しないとの認識もあるようなので、整理してほしい。	<p>○ 感染症法に基づく入院措置の対象となる患者の移送の実施主体は都道府県であるが、入院措置の対象とならない患者のうち緊急性がある者については、消防機関による搬送が行われることも想定されることから、感染対策に必要な個人防護具に関する記載をしているところ(平成21年2月17日 新型インフルエンザ対策ガイドラインp75参照)。</p>	

番号	項目	質問	回答	関連条文
200	その他(医療)	○ 住民に対する発生時の医療機関受診のルールを作成していただきたい。 また、これを平常時から普及啓発することで、発生時に医療機関の破綻や、予防できる感染を回避できると考える。	○ 医療機関受診の流れ(帰国者接触者相談センター→帰国者接触者外来等)については、既に政府行動計画において定められている。 医療機関受診時のルール等、さらに具体的な事項については、各医療機関等の実情を踏まえて、検討いただきたい。	
201	その他(医療)	○ 新型インフルエンザ対策においては、感染を広げない対策が優先されるのは異論がない。しかしながら、新型インフルエンザ患者の感染症法による措置については、感染症指定医療機関からの退院の手続を明確化することが必要。 (理由)感染症診査協議会で入院期間の協議の際の判断が難しく、入院が長期に及ぶことで結果的に患者の人権が尊重されないことが考えられる。 退院の基準としては、病原体が検出されないことが目安となるが、現在主流の病原体検査であるPCR法では、感染性の有無を判断できないことから、長期間の入院を強いることになりかねない。 (対応案)感染期以降は、通常のインフルエンザと同様に取扱うことが想定されていることから、未発症期においても、退院の基準は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまでを採用して差し支えないと考える。	○ 退院の基準については、新型インフルエンザの発生状況を鑑みながら必要性も含め、定めていくものと考えている。	5条
202	その他(墓地埋葬法)	○ 新型インフルエンザ等の患者が多数死亡した場合、その遺体を一時的に安置する場所が必要となるが、その遺体安置所は墓地埋葬法の適用を受けるかご教示願いたい。	○ 墓地埋葬法は「埋葬」及び「火葬」について規制の対象としているが、「埋葬」は「死体を土中に葬ること」であり、「火葬」は「死体を葬るために、これを焼くこと」をいう。遺体安置所では遺体が安置されるだけであるので、墓地埋葬法の適用を受けない。	
203	その他(在日米軍施設)	○ 在日米軍施設に係る下記事項について、政府の行動計画等に明記するなど、国の対応法を示していただきたい。 (1)在日米軍施設においても、国内の体制に応じた新型インフルエンザ等対策を十分に実施するよう政府として要請すること。 (2)在日米軍関係者における新型インフルエンザ等発生時には、関係自治体に対してもその事実及び具体的な措置内容を速やかに情報提供するよう政府として要請すること。 (3)在日米軍関係者における新型インフルエンザ等疑い例発生時における、病原体検査等の具体的な連携方法について国の対応。	○ 新型インフルエンザ等の対策については、米側に対し万全を期すよう申し入れており、仮に米軍施設・区域内で新型インフルエンザが発生した場合には、平成8年の日米合同委員会合意等に基づき、日本側にしかるべく通報が行われるとともに、日米で緊密に協議しつつ適切な措置を取ることとなっている。政府としては、引き続き、日米間で緊密な連携を維持しつつ、米軍施設・区域における新型インフルエンザ等の対策に万全を期していく考えである。	
204	その他(保健所、地衛研)	○ 健康危機管理にあたり地域の拠点となる保健所と地方衛生研究所について機能強化を図る必要があると思料するが、政府としてそのような認識はあるかご教示いただきたい。	○ 健康危機管理において、保健所や地方衛生研究所の機能強化が必要であることは、御指摘のとおり。 各都道府県においても、その重要性を十分に認識の上、機能強化に努めていただきたい。	
205	その他(風評被害)	○ 風評被害が発生した場合の対策は、どのようにすればよいか。	○ 参議院内閣委員会の附帯決議にもあるとおり、まずは風評被害が生じないよう留意し、迅速かつ正確な情報提供を行う体制を構築することが重要。 仮に風評被害が生じた場合にも、その被害を最小限にすべく、迅速かつ正確な情報を発信することが重要。	

番号	項目	質問	回答	関連条文
206	その他 (普及啓発)	○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向けて、その周知・普及啓発方法は、どのように考えているか。(国民・医療機関等・関係機関等)	○ わかりやすいリーフレットの作成や、様々な機会をとらえた周知活動などを通じ、国民が十分理解できるよう努める。 医療機関や関係機関に対しても、インターネットへの掲載や事業者団体への説明会の実施等を通じ、理解いただくよう努める。	
207	その他 (国の役割分担)	○ 本法は内閣官房の所管であるが、今後、新型インフルエンザ対策に関する都道府県との窓口は、内閣官房新型インフルエンザ等対策室となるのか。 ○ 国から自治体に対して本法に係る通知等の情報発信や作業依頼等がある場合、内閣官房と厚生労働省の役割分担はどのようになるのか。	○ 新型インフルエンザ等対策は、各省庁が一体となって対策を講じる必要があり、内閣官房はそのとりまとめを行うもの。従って、政府全体の対策に係る都道府県との窓口は内閣官房が担うこととなる。 一方、各省庁はそれぞれの所管に応じた対策を講じる責任があり、このため、案件に応じ、各省庁が都道府県との連絡調整を行わせていただく。 また、発生時における情報発信についても、国からの情報は原則政府対策本部から発信されることとなるが、各省庁の所掌に係る事項については、各省庁から個別に提供されることもあり得る。	

◎新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十七条により読み替えられた特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条から第六条まで

（部分は読替部分、
部分は当然読替部分）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>（特定新型インフルエンザ等緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 <u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>（<u>新型インフルエンザ等</u>が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）であつて、当該<u>新型インフルエンザ等</u>のまん延の影響を受けた者の行政上の権利益の保全等を図り、又は当該<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>により債務超過となつた法人の存立若しくは当該<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>を特定<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>が発生した日を特定<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>発生日として定めるものとする。</p> <p>2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定<u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じた</p>	<p>（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 <u>著しく異常かつ激甚な非常災害</u>であつて、当該<u>非常災害</u>の被害者の行政上の権利益の保全等を図り、又は当該<u>非常災害</u>により債務超過となつた法人の存立、当該<u>非常災害</u>に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該<u>非常災害</u>に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該<u>非常災害</u>を特定<u>非常災害</u>として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定<u>非常災害</u>が発生した日を特定<u>非常災害</u>発生日として定めるものとする。</p> <p>2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定<u>非常災害</u>に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政</p>

ときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定新型インフルエンザ等緊急事態

令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたも

発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る

のに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る

満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定新型インフルエンザ等緊急事態により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定新型インフルエンザ等緊急事態により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定新型インフルエンザ等緊急事態によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定新型インフル

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生

エンザ等緊急事態発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定新型インフルエンザ等緊急事態により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定新型インフルエンザ等緊急事態に起因する民事に関する紛争につき、特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日以後当該特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年三月十三日政令第十九号）

（最終改正：平成二三年六月一日政令第一六〇号）

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

（法第六条の政令で定める地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成 24 年 6 月 26 日
厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ対策の体制整備等について

1. 医療提供体制の確保について（別添 1）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条により、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請、指示に従って、医療提供を行う医療関係者に対しては、損害補償制度が設けられ、医療関係者の協力を得るための環境整備がなされたところである。

新型インフルエンザ等発生時に、各地域において対応できる医療機関や入院病床の不足など医療の提供に支障が生じないように、保健衛生施設等施設・設備整備費補助金や医療従事者研修事業などを活用し、平時から医療提供体制の確保・充実に努めていただきたい。

2. 感染症流行予測調査の実施について（別添 2）

新型インフルエンザの出現監視を目的としたブタからのウイルス分離・同定を行ってきたところであるが、現在 10 県での実施に止まっている。

より多くの都道府県で実施することが求められており、実施されていない都道府県におかれては来年度の実施の検討をお願いしたい。

3. 特定接種登録事業者の登録について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条において、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者を厚生労働省に登録することとされている。

登録の具体的な仕組みについては、現在検討中であるが、都道府県におかれては、登録の円滑な実施に協力をお願いしたい。

4. 特定接種及び住民に対する予防接種の実施体制の整備について

特定接種及び住民に対する予防接種については、できるだけ早期に接種体制を構築し、接種することが求められるため、平時から市町村、医師会、関係事業者等の協力を得られるように接種体制の構築を図るようお願いする。

なお、今後策定する予定の新型インフルエンザ対策ガイドライン（新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン）において、接種体制の詳細について示す予定である。

平成23年度関係補助金概要

補助金名	施設	補助内容	補助率	補助先	平成23年度 予算額
感染症指定医療機関運営費	感染症指定医療機関	○感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、消耗品等に対する補助 ・特定感染症指定医療機関 (1床あたり750万円) ・第一種感染症指定医療機関 (1床あたり450万円) ・第二種感染症指定医療機関 (1床あたり150万円)	定額 (特定) 1/2 (一・二種)	直接補助: 都道府県 間接補助: 都道府県 (市町村、医療機関) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	673百万円
保健衛生施設等施設整備費補助金	感染症指定医療機関	○感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費	1/2		783百万円の内数
	感染症外来協力医療機関	○感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費			
保健衛生施設等設備整備費補助金	新型インフルエンザ患者入院医療機関	○新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費	1/2	1,700百万円の内数	
	感染症指定医療機関	○初度設備費(基準額: 130,000円) ○簡易陰圧装置(基準額: 4,200,000円) ※簡易陰圧装置は第二種感染症指定医療機関に限る			
	感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機(基準額: 880,000円) ○HEPAフィルター付パーティション(基準額: 200,000円) ○个人防护具(基準額: 3,550円)			
	新型インフルエンザ患者入院医療機関	○初度設備費(基準額: 130,000円) ○人工呼吸器(基準額: 2,160,000円) ○个人防护具(基準額: 3,550円) ○簡易陰圧装置(基準額: 4,200,000円) ○簡易ベッド(基準額: 50,000円)			

事務連絡
平成24年4月24日各都道府県衛生主管部（局）
感染症対策課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成24年度感染症流行予測調査の実施について

感染症流行予測調査の実施につきましては、かねてからご協力を頂いているところでありますが、本年度においても下記のとおり実施することとしていますので、よろしくご協力をお願い致します。

なお、都道府県別の疾病別実施地区数及び対象者数については別紙1、年齢区分については別紙2のとおりです。

正式な依頼は6月を目途に健康局長通知にて行いますので、地方衛生研究所等の協力を得て、円滑な実施が図られるようお願い致します。

また、特にインフルエンザ（豚）については、より多くの都道府県で実施することが求められており、別紙1における対象都道府県以外におかれましても、追加で調査可能である場合、5月末日までに下記担当までご連絡をお願い致します。

記

○感染源調査

ポリオ、インフルエンザ（豚）、日本脳炎（豚）

○感受性調査

ポリオ、インフルエンザ（人）、日本脳炎（人）、風しん、麻疹

連絡先：結核感染症課感染症情報管理室情報管理係

担当：大槻、青木

電話：03-5253-1111（内線2380）

FAX：03-3506-7325

平成24年度感染症流行予測調査疾病別実施地区数及び対象数

	ポリオ(A)		ポリオ(B)		インフルエンザ(豚)		インフルエンザ(A)		日本脳炎(豚)		日本脳炎(A)		風しん		麻疹		合計	
	感染源調査		感受性調査		感染源調査		感受性調査		感染源調査		感受性調査		感受性調査		感受性調査		地区数	対象数
	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数		
01 北海道	1	60	1	198			1	198	1	70					1	198	5	724
02 青森県					1	100			1	70							2	170
03 岩手県	1	60															1	60
04 宮城県									1	70			1	324	1	198	3	592
05 秋田県					1	100			1	70							2	170
06 山形県			1	198			1	198					1	324	1	198	4	918
07 福島県	1	60					1	198	1	70					1	198	4	526
08 茨城県							1	198	1	80					1	198	3	476
09 栃木県							1	198	1	80			1	324	1	198	4	800
10 群馬県	1	60	1	198	1	100	1	198	1	80			1	324	1	198	7	1,158
11 埼玉県									1	80							1	80
12 千葉県			1	198			1	198	1	80			1	324	1	198	5	998
13 東京都	1	60	1	198			1	198			1	198	1	324	1	198	6	1,176
14 神奈川県							1	198	1	80							2	278
15 新潟県							1	198	1	80			1	324	1	198	4	800
16 富山県	1	60	1	198			1	198	1	80	1	198					5	734
17 石川県							1	198	1	80							2	278
18 福井県							1	198									1	198
19 山梨県							1	198	1	80							2	278
20 長野県	1	60					1	198					1	324	1	198	4	780
21 岐阜県	1	60			1	100											2	160
22 静岡県							1	198	1	80					1	198	3	476
23 愛知県	1	60	1	198			1	198	1	80	1	198	1	324	1	198	7	1,256
24 三重県					1	100	1	198	1	80	1	198	1	324	1	198	6	1,098
25 滋賀県									1	80							1	80
26 京都府							1	198					1	324	1	198	3	720
27 大阪府											1	198			1	198	2	396
28 兵庫県	1	60			1	100			1	80							3	240
29 奈良県	1	60															1	60
30 和歌山県	1	60															1	60
31 鳥取県									1	80							1	80
32 島根県									1	80							1	80
33 岡山県	1	60															1	60
34 広島県					1	100			1	80							2	180
35 山口県	1	60					1	198					1	324	1	198	4	780
36 徳島県					1	100			1	80							2	180
37 香川県									1	80					1	198	2	278
38 愛媛県	1	60	1	198	1	100	1	198	1	80	1	198					6	834
39 高知県					1	100	1	198	1	80			1	324	1	198	5	900
40 福岡県									1	80			1	324	1	198	3	602
41 佐賀県							1	198	1	80					1	198	3	476
42 長崎県									1	80							1	80
43 熊本県							1	198	1	80	1	198					3	476
44 大分県									1	80							1	80
45 宮崎県							1	198	1	80					1	198	3	476
46 鹿児島県									1	80							1	80
47 沖縄県									1	100	1	198			1	198	3	496
合計	15	900	8	1,584	10	1,000	25	4,950	35	2,770	8	1,584	14	4,536	23	4,554	138	21,878

平成24年度感染症流行予測調査疾病別年齢区分

	感染源調査			感受性調査				
	ポリオ	インフルエンザ(豚)	日本脳炎(豚)	ポリオ	インフルエンザ(人)	日本脳炎(人)	風疹	麻疹
調査区分 日本脳炎(豚)と インフルエンザ(豚)は 採血時期を表す	0-1歳	通年実施の都道府県: 6月～3月の10か月間 毎月	沖縄県 5月上・中・下旬 6月上・中・下旬 7月上・中・下旬 8月上旬	0-1歳	0-4歳	0-4歳	0-3歳	0-1歳
	2-3歳			2-3歳	5-9歳	5-9歳	4-9歳	2-3歳
	4-6歳			4-9歳	10-14歳	10-14歳	10-14歳	4-9歳
	夏みの都道府県: 6月～10月の5か月間 毎月	沖縄県以外の近畿 地方以西の各府県 7月上・中・下旬 8月上・中・下旬 9月上・中旬	10-14歳	15-19歳	15-19歳	15-19歳	15-19歳	10-14歳
			15-19歳	20-29歳	20-29歳	20-24歳	15-19歳	
			20-24歳	30-39歳	30-39歳	25-29歳	20-24歳	
			25-29歳	40-49歳	40-49歳	30-34歳	25-29歳	
	冬みの都道府県: 11月～3月の5か月間 毎月	北海道・東北地方各県 7月下旬 8月上・中・下旬 9月上・中・下旬	30-39歳	50-59歳	50-59歳	35-39歳	30-39歳	
			40歳以上	60歳以上	60歳以上	40歳以上	40歳以上	
	可能な限り通年 あるいは 冬のみを希望	上記以外の各都県 7月中・下旬 8月上・中・下旬 9月上・中・下旬						
調査区分数	3	5、10	7-10	9	9	9	9	9
各調査区分の 対象数	20	20、10	10	22	22	22	男女各18、計36	22
1地区あたりの 調査対象数	60	100	70-100	198	198	198	324	198

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長
内閣審議官 田河 慶太

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」については、本年3月9日に第180回国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、本日公布されたところです。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。

こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておく必要があります。

本法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

本法の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、本法については、別添1及び別添2のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、本法は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。また、本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであり、関係政省令の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途連絡する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

第1 総則

1 目的

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすること。（第1条関係）

2 定義

- (1) この法律において「新型インフルエンザ等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいうものとする事。
- (2) この法律において「指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものを、「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において公益的事業を営む法人等で、当該都道府県の知事が指定するものをいうものとする事。（第2条関係）

3 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとともに、新型インフルエンザ等及びワクチン等の調査及び研究の推進、国際的な連携の確保等に努めるものとする事。
- (2) 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとする事。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するものとする事。（第3条関係）

4 事業者及び国民の責務

- (1) 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めなければならないものとする事。
- (2) 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業

の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (3) 第3の7の(1)の①の登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないものとする。 (第4条関係)

5 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないものとする。 (第5条関係)

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

1 政府行動計画の作成及び公表等

- (1) 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画を定めるものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(2)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。 (第6条関係)

2 都道府県行動計画

- (1) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。 (第7条関係)

3 市町村行動計画

- (1) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとする。
- (2) 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第8条関係)

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、業務計画を作成するものとする。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第9条関係)

5 物資及び資材の備蓄等

指定行政機関の長等は、必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検し、又は必要なその管理に属する施設及び設備を整備、点検しなければならないものとする。 (第10条関係)

6 訓練

指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないものとする。 (第12条関係)

第3 新型インフルエンザ等の発生時における措置

1 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告

厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項等の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (第14条関係)

2 政府対策本部の設置

内閣総理大臣は、1の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする。 (第15条関係)

3 基本的対処方針

- (1) 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるものとする。
- (2) 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。 (第18条関係)

4 政府対策本部長の権限

政府対策本部長は、指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第20条関係)

5 政府対策本部の廃止

政府対策本部は、感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたとき等に、廃止されるものとする。 (第21条関係)

6 都道府県対策本部の設置及び都道府県対策本部長の権限等

- (1) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないものとする。 (第22条関係)
- (2) 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第24条関係)

7 特定接種

- (1) 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができるものとする。
 - ① 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のこれらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県の知事又は市町村の長に指示すること。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の規定による指示に基づき行う特定接種及び(1)の①の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができるものとする。
- (3) 特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用するものとする。 (第28条関係)

8 停留を行うための施設の使用

- (1) 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検疫港等を定めることができるものとする。
- (2) 特定検疫所長は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしないとき、又は当該施設の管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができるものとする。 (第29条関係)

9 運航の制限の要請等

政府対策本部長は、厚生労働大臣から、8の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるものとする。 (第30条関係)

10 医療等の実施の要請等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間等を示して、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができるものとし、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができるものとする。 (第31条関係)

第4 新型インフルエンザ等緊急事態措置

1 通則

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等

① 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときは、発生した旨並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型インフルエンザ等緊急事態の概要を公示（新型インフルエンザ等緊急事態宣言）し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

② ①の期間は、2年を超えてはならないものとし、期間の延長が必要であると認めるときは、1年を超えない期間で延長することができるものとする。

③ 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をし、及び国会に報告するものとする。 (第32条関係)

(2) 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示

政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (第33条関係)

(3) 市町村対策本部の設置及び市町村対策本部長の権限等

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないものとする。 (第34条関係)

② 市町村対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第36条関係)

(4) 特定都道府県知事(第4の1の(1)の①の公示された区域内にある市町村の属する都道府県の知事。以下同じ。)による代行、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求、事務の委託のの特例、職員の派遣等について所要の規定を設けること。(第38条から第44条まで関係)

2 まん延の防止に関する措置

(1) 感染を防止するための協力要請等

- ① 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと等を要請し、また、学校、社会福祉施設、興行場その他の多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該特定都道府県知事が定める期間において、当該施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう要請することができるものとする。
- ② 施設管理者等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができるものとする。
- ③ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。(第45条関係)

(2) 住民に対する予防接種

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。(第46条関係)

3 医療等の提供体制の確保に関する措置

(1) 医療等の確保

病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならないものとする。(第47条関係)

(2) 臨時の医療施設等

特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないものとする。(第48条関係)

(3) 土地等の使用

特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認める場合において、土地等の所有者等の同意を得て、当該土地等を使用することができるものとする。また、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができるものとする。(第49条関係)

4 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(1) 電気及びガス並びに水の安定的な供給

電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第52条関係)

(2) 運送、通信及び郵便等の確保

運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないものとする。 (第53条関係)

(3) 緊急物資の運送等

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者又は医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送等すべき場所及び期日を示して、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を要請することができるものとし、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を行うべきことを指示することができるものとする。 (第54条関係)

(4) 物資の売渡しの要請等

① 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、生産、販売等を業とする者が取り扱う特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができるものとし、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとする。

② 特定都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、販売等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができるものとする。 (第55条関係)

(5) 埋葬及び火葬の特例等

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができるものとする。

② 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならないものとする。 (第56条関係)

(6) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条から第6条までの規定は、新型インフルエンザ等緊

急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速かつにまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用するものとする。こと。（第57条関係）

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないものとする。こと。（第59条関係）

(8) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第60条関係）

第5 その他

1 損失補償等

- (1) 国及び都道府県は、第3の8の(2)、第4の3の(3)又は第4の4の(4)の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。こと。
- (2) 国及び都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、その実費を弁償しなければならないものとする。こと。（第62条関係）

2 損害補償

都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないものとする。こと。（第63条関係）

3 国等の負担

- (1) 国は、都道府県が支弁する第4の3の(2)、第4の4の(5)の②、第5の1及び第5の2の措置に要する費用に対して、次に掲げる場合に応じ、それぞれの額を負担するものとする。こと。
 - ① 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の4月1日の属する会計年度（当該年度）における当該都道府県の標準税収入の100分の2に相当する額以下の場合、当該費用の総額の100分の50に相当する額とするものとする。こと。
 - ② 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2に

相当する額を超える場合は、(i)から(iii)までに掲げる額の合計額とするものとする。

(i) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2の部分の額の100分の50に相当する額

(ii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2を超え、100分の4以下の部分の額の100分の80に相当する額

(iii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の4を超える部分の額の100分の90に相当する額

(2) (1)の規定は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用及び当該予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用について準用し、(1)において、「100分の2」とあるのは「100分の1」と、②において「100分の4」とあるのは「100分の2」と読み替えるものとする。

(3) 都道府県は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用の額から(2)において国が負担する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を負担するものとする。(第69条関係)

4 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置

国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。(第70条関係)

5 公用令書の交付、立入検査等について所要の規定を設けること。(第71条から第75条まで関係)

第6 罰則

第4の4の(4)の②の命令に従わず、特定物資を隠匿等した者及び第5の5の立入検査を拒む等した者等について、所要の罰則規定を設けること。(第76条から第78条まで関係)

第7 附則

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(附則第1条関係)

2 その他所要の規定を整備すること。(附則第2条から第5条まで関係)

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。
- 三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。
- 四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うことのないようにすること。
- 五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

平成二十四年三月二十八日
衆議院 内閣委員会

七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方の方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の方を明示すること。

十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の方を明示すること。

十一 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二、新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。特に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の決定に至る記録については、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータは完全に保存し、国民への説明責任を果たすとともに、次代への教訓として活用できるようにすること。
- 三、政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。
- 四、政府行動計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に当たっては、新型インフルエンザウイルスの特徴、感染力、病原性に応じて、適切な措置が可能となるよう、いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保するとともに、基本的対処方針に基づく施策の実施に当たっては、状況に応じて施策の切り替えが柔軟に行える方式にすること。

〔平成二十四年四月二十四日
参議院内閣委員会〕

五、国民への情報提供に当たっては、情報提供の内容、方法、表現等につき、あらかじめ検討しておき、新型コロナウイルス等発生時には、患者等のプライバシーに配慮し、また、風評被害が生じないよう留意し、迅速かつ正確に情報提供ができる体制をとること。

六、放送事業者である指定公共機関等が実施する新型コロナウイルス等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

七、抗インフルエンザウイルス薬については、適時に、必要な患者に、必要な量の供給が可能となるように、国、地方公共団体、医療機関等による備蓄、配分、流通調整を行うこと。

八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。

九、先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十、本法に基づき医療関係者に医療を行うことを要請・指示するに際しては、感染症の専門家及び現場の医療関係者等の意見を十分踏まえること。

十一、患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

十二、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施は広範な人権の制約につながることに鑑み、法第三十二条における新型コロナウイルス等の要件を政令で定めるに当たっては、新型コロナウイルス等に起因する症状等を具体的に示すとともに、新型コロナウイルス等緊急事態の要件を政令で定めるに当たっては、新型

インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を与えるおそれの判断基準である感染者の状況、感染地域の広がり方等を明確にすること。その際、新型インフルエンザ等の毒性、感染力等を過大に評価することのないよう専門家の意見を幅広く聴取するとともに、透明性の確保された手続によって行うこと。

そして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に行い、その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

十三、法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等により人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることのないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四、全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十五、平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

十六、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方等の在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

十七、新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十八、国外の在留邦人保護のための方策について検討するとともに、在留邦人の感染国からの出国手段等の

確保に万全を尽くすこと。

十九、新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。